

# 官報

号外 平成二十一年七月二日

## ○第百七十一回 衆議院會議録 第四十三号

平成二十一年七月二日(木曜日)

議事日程 第三十号

午後一時開議

- 第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件
- 第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

### ○本日の會議に付した案件

- 日程第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件
- 日程第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

- 日程第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件
- 日程第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

○議長(河野洋平君) 日程第一、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件、日程第二、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東原治君。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件及び同報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔東原治君登壇〕

○東原治君 ただいま議題となりました両件につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件について申し上げます。

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を契機として、外国為替及び外国貿易法第十条第一項に基づき、同年十月十四日以降、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する等の措置が継続して実施されております。

政府は、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、本年四月十日の閣議において、この措置を継続することと決定いたしました。

本件は、これまで四回にわたり半年間の継続が繰り返されてきた点を考慮し、延長期間を一年間として、四月十四日以降も当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めらるものであります。

次に、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき

輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるとの件について申し上げます。

去る五月二十五日の北朝鮮による二回目の核実験を実施した旨の発表を受け、北朝鮮に対しさらなる厳格な措置をとることが必要であるとして、六月十六日の閣議において、外為法第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向け地とするすべての貨物の輸出を禁止する等の措置を講ずることが決定されました。

本件は、これを受けて、六月十八日から当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めるところであります。

両件は、六月二十四日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨日質疑に入り、質疑を終了いたしました。質疑終了後、採決の結果、全会一致をもっていずれも承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

○議長(河野洋平君) 国立国会図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

修正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長

小坂憲次君。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(小坂憲次君登壇)

○小坂憲次君 たいだいま議題となりました国立国会図書館法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、国、地方公共団体、独立行政法人

等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

経済産業大臣 二階 俊博君

○議長の報告

(承諾を求めるとの件通知)

一、去る六月二十五日、次の件は国会の承諾はなかった(本院は承諾することを議決、参議院は承諾しないと議決)旨参議院及び内閣に通知した。

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるとの件)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるとの件)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるとの件)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その三)(承諾を求めるとの件)

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その四)(承諾を求めるとの件)

(議決通知)

一、去る六月二十五日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

平成十九年度一般会計歳入歳出決算

平成十九年度特別会計歳入歳出決算

平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書

平成十九年度政府関係機関決算書

一、去る六月二十五日、本院は、次の件を是認した旨内閣に通知した。

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書  
平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

(通知書受領)

一、去る六月二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律

子ども・若者育成支援推進法

一、昨日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

清水鴻一郎君  
武藤 容治君  
矢野 隆司君  
古本伸一郎君  
山田 正彦君  
神崎 武法君  
園田 康博君  
丸谷 佳織君  
葉梨 康弘君  
牧原 秀樹君  
若宮 健嗣君  
枝野 幸男君  
小宮山洋子君  
富田 茂之君

補欠

葉梨 康弘君  
若宮 健嗣君  
牧原 秀樹君  
園田 康博君  
枝野 幸男君  
丸谷 佳織君  
小宮山洋子君  
富田 茂之君  
清水鴻一郎君  
矢野 隆司君  
武藤 容治君  
山田 正彦君  
古本伸一郎君  
神崎 武法君

環境委員

辞任

中川 泰宏君  
吉田 泉君  
杉村 太蔵君  
松木 謙公君

補欠

杉村 太蔵君  
松木 謙公君  
中川 泰宏君  
吉田 泉君

一、去る六月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

関 芳弘君  
福田 昭夫君  
重野 安正君  
安井潤一郎君  
松野 頼久君  
保坂 展人君

補欠

安井潤一郎君  
松野 頼久君  
保坂 展人君  
関 芳弘君  
福田 昭夫君  
重野 安正君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

西村 康稔君  
御法川信英君  
山口 泰明君  
池田 元久君  
矢野 隆司君  
安井潤一郎君  
若宮 健嗣君  
川内 博史君

補欠

矢野 隆司君  
安井潤一郎君  
若宮 健嗣君  
川内 博史君  
西村 康稔君  
御法川信英君  
山口 泰明君  
池田 元久君

経済産業委員

辞任

林 幹雄君  
武藤 容治君  
太田 和美君  
田村 謙治君  
安次富 修君  
矢野 隆司君  
階 猛君  
田名部匡代君

補欠

安次富 修君  
矢野 隆司君  
階 猛君  
田名部匡代君  
林 幹雄君  
武藤 容治君  
太田 和美君  
田村 謙治君

(議案提出)

一、去る六月二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(細川律夫君外五名提出)

一、去る六月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

天皇陛下御在位二十年を記念する日を休日とする法律案(森喜朗君外十二名提出)

一、去る六月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(原田義昭君外七名提出)

一、去る六月二十六日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案  
生活保護法の一部を改正する法律案  
法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る六月三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

一、昨日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号) 内閣委員会 付託

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出、衆法第三四号) 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る六月二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案

クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

経済連携協定に基づく特定原産地証明書が発給等に関する法律の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

一、去る六月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(細川律夫君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、去る六月二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る六月二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

青少年総合対策推進法案

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件

(質問書提出)

一、去る六月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方領土の不法占拠に関する再質問主意書(近藤昭一君提出)

原爆症認定却下処分取消を求める訴訟に関する質問主意書(阿部知子君提出)

国立メディア芸術総合センター(仮称)に関する質問主意書(山井和則君提出)

(質問書提出)

要介護認定見直し等に関する質問主意書(山井和則君提出)

介護予防の費用対効果に関する質問主意書(山井和則君提出)

生活保護制度の在り方に関する専門委員会第四回資料に関する質問主意書(山井和則君提出)

外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る六月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省における同省職員が公務出張に際して取得したマイレージの取り扱い等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省員手帳に対する同省の認識に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集會等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る六月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

犯罪捜査における科学的証拠に関する質問主意書(岡本充功君提出)

生活保護の母子家庭と一般母子家庭の比較に関する質問主意書(山井和則君提出)

年金財政試算に関する質問主意書(山井和則君提出)

陵墓に指定された古墳の実態に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

村田良平元外務省事務次官が一九六〇年の日米安全保障条約改定時のいわゆる「核持ち込み密約」の存在を認めた件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在在外職員の住居の実情等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省におけるタクシー券の使用等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る六月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国立大学医学部附属病院長会議常設委員会が平成十四年三月に発表した提言に対する文部科学省の関与に関する質問主意書(松本大輔君提出)  
平成二十一年六月二日、第二十二回海外経済協力会議において決定された国際協力機構における海外投融資の再開とそれに向けた検討プロセスに関する質問主意書(前田雄吉君提出)  
原爆症認定訴訟に関する質問主意書(阿部知子君提出)  
日本のロボット技術を世界標準にするための政府の支援に関する質問主意書(滝実君提出)

一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア連邦日本国大使館員に支給されている住居手当等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省の在外公館派遣員制度に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方四島への人道支援に対するサハリン州政府の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)  
北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる足利事件についての最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

日露平和条約交渉に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

(答弁書受領)

一、去る六月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在在外職員の住居の実情等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管している各種酒類に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出極めて危険な消費税十二％への引き上げと、不可解な試算に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還に係る日米密約についての東京地方裁判所の要請に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出厚生年金の給付における世帯類型に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員小宮山泰子君提出麻生首相の本年二月以降の外遊費用等に関する質問に対する答弁書

平成二十一年六月十六日提出  
質問 第五四七号

外務省の在外公館派遣員制度に関する再質問  
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の在外公館派遣員制度に関する再質問  
問主意書

〔前回答弁書（内閣衆質一七一第四六三号）を踏まえ、再質問する。〕

一 外務省における在外公館派遣員制度につき、  
「前回答弁書」では「派遣員は外交旅券の発給を受ける場合がある。」との答弁がなされているが、どの様な場合に派遣員に対して外交旅券が発給されるのか説明されたい。

二 「前回答弁書」では、本年六月一日時点で二百六十九人の派遣員がいることが明らかにされているが、現時点で、右の二百六十九人の派遣員のうち何人の者に対し、どの様な理由により外交旅券が発給されているのか明らかにされたい。

三 前回質問主意書で、派遣員への本給の額はいくらか、また、本給以外に、外務省職員に対して支給されている在勤基本手当や住居手当、配偶者手当、子女教育手当等の在勤手当と同趣旨の各種手当は支給されているか、更には、各種の積算根拠は何かと問うたところ、「前回答弁書」では派遣員に対しては、協会から協会の規定に基づき報酬、住居費、渡航に係る費用

等が支払われていると承知している。」との答弁がなされている。では外務省として、右答弁にある社団法人国際交流サービス協会が派遣員に支払っている報酬、住居費、渡航に係る費用はそれぞれいくらか、その積算根拠と共に正確に把握しているか。

四 三で、把握しているのなら、派遣員に対して支払われている報酬、住居費、渡航に係る費用の金額並びにその積算根拠を全て明らかにされたい。

五 国際交流サービス協会のHPには、派遣員の職務について「仕事の内容は各在外公館によって異なりますが、主に便宜供与や事務の補助等の職務に従事します。便宜供与とは在外公館に出張等で来られるお客様を側面支援する仕事です。空港への送迎、ホテルの留保、会議・市内視察等への随行、案内、航空券手配など各種アレンジが含まれます。事務の補助とは会計、庶務等の部署で文書作成や文具管理等、業務の補助を行うことを指します。」との説明がなされている。前回質問主意書で、右の「在外公館に出張等で来られるお客様」とは具体的にどの様な人物を指しているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省としては、御指摘の者は、公共性を有する用務で海外に渡航する者である」と認識している。」との答弁がなされている。では「公共性を有する用務で海外に渡航する者」とはどの様な者か、その職業、官職及び肩書等、具体的に明らかにされたい。

六 五のHPには便宜供与の業務に関して「空港への送迎、ホテルの留保、会議・市内視察等への随行、案内、航空券手配など各種アレンジ」とあることにつき、前回質問主意書で、右に例えは買い物等「お客様」の個人的な行動に随行することや、「お客様」に対する飲食を伴う接待等を行うことは含まれるかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『お客様』の『個人的な行動』や『飲食を伴う接待等』の意味が明らかではないが、外務省としては、便宜供与は、一般に、公共性を有する用務に対し行うものである」と認識している。」との答弁がなされている。当方が言う「『お客様』の『個人的な行動』や『飲食を伴う接待等』」とは、国際交流サービス協会のHPにある「お客様」の、例えば買い物や食事等、「公共性を有する用務」とは全く関係のない、「お客様の個人的な行動等を指すものである。派遣員が行う便宜供与が、右答弁にある「公共性を有する用務」に対して行われるのではなく、国際交流サービス協会のHPにある「お客様」の、例えば買い物や食事等、「公共性を有する用務」とは全く関係のない、「お客様」の個人的な行動に対して行われることはないか、再度質問する。

七 前回質問主意書で、五の答弁にある便宜供与の業務を、派遣員ではない、外務省の正規の職員である現地の大使館員（以下、「正規の大使館員」という。）は行っているか、五の答弁にある便宜供与の業務を、「正規の大使館員」のみで行うことはできないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「在外公館が行っている便宜供与は、在外公館の長の指示の下、在外公館全体として適切に対応してきており、その中で派遣員も必要な役割を果たしている。」との答弁がなされている。では、在外公館が五の答弁にある便宜供与の業務を行う際、「正規の大使館員」と派遣員との間でどの様な役割分担がなされているのか説明されたい。

八 本年六月五日の政府答弁書（内閣衆質一七一第四六四号）では、「お尋ねの『格付け』の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十一年度の外務省の執務参考資料である便宜供与事務処理要領の便宜供与取扱基準においては、A A、B B、C C、C C—G G、C C—H H、D D、T T—X X及びT Tの分類を設けている。」との答弁がなされているが、派遣員が五の答弁にある便宜供与の業務を行う対象は、右の基準のうち、どの者が該当するか説明されたい。  
右質問する。

内閣衆質一七一第五四七号  
平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の在外公館派遣員制度に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

在外公館の業務を円滑に遂行するため御指摘の派遣員(以下「派遣員」という。)に対し外交旅券が発給される場合があり、平成二十一年六月一日現在、四十一人に対し、外交旅券が発給されている。

三及び四について

社団法人国際交流サービス協会から派遣員に対して支払われている報酬、住居費、渡航に係る費用等の金額等については、それぞれの者について異なること等から一概にお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「公共性を有する用途で海外に渡航する者」は多岐にわたるため、一概にお答えすることは困難である。

六について

先の答弁書(平成二十一年六月五日内閣衆質一七一第四六三号)十についてでお答えしたとおり、便宜供与は、一般に、公共性を有する用途に対し行うものであると認識している。

七について

お尋ねについては、御指摘の業務を行うそれぞれの在外公館の体制、業務の内容等により異なることから、一概にお答えすることは困難で

ある。

八について

派遣員による便宜供与の業務は、先の答弁書(平成二十一年六月五日内閣衆質一七一第四六四号)一について述べた便宜供与取扱基準におけるいずれかの分類に限定されるものではない。

平成二十一年六月十六日提出  
質問 第五四八号

外務省在外職員の実情等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員の実情等に関する再質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六三第一〇号)において外務省は、同省在外職員の実情等について、「在外職員の実情等については、自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること、比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たすことが望ましい」と考えられるため、在外職員の実情等と本省職員の住居手当額に差が生じている。したがって、御指摘の乖離は妥当なものであると考える。

と答弁し、在外職員が住居を構える際の要件に、  
① 自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること

② 比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること

③ 緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること

の三点を挙げ、在外職員と本省職員の住居手当に差額が生じていることは妥当であるとしている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七二第四七四号)を踏まえ、再質問する。

一 ①に關し、前回答問主意書で、住居手当を受給している全ての外務省在外職員のうち、どれくらいの者が、客を招いて会食する等の外交活動の拠点として自宅を活用しているか、同省としてその実態を正確に把握しているか、また同省として、住居手当を受給している全ての同省在外職員に対し、どの程度の頻度で、客を自宅に招いて会食する等の外交活動を実施しているか、言い換えるならば、多額の住居手当を受給していることに基づき、自宅を活用した外交活動をしていくか、更に、その実態を把握しているのならば、住居手当を受給している全ての同省在外職員のうち、特にロシア日本国大使館に勤務する参事官以上の職員が、過去五年

間、何度自宅に客を招いて会食する等の外交活動を行ってきたのか、その実態を明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、先の答弁書(平成十七年十月二十八日内閣衆質一六三第二三三)五及び十二から十七までについてお答えしたとおり、自宅に外国人を招き会食する等の外交活動は、在外職員の日常の職務と密接に関連しており、定量的に示すことが困難であるため、その頻度及び回数についてお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右答弁は、同省として在外職員に対し、多額の住居手当を受給していることに基づき、自宅を活用した外交活動をしていくか、つまり、何月何日に誰を自宅に招きどの様な会食を行ったか等、その実態について報告することは特別課してはいないということか。確認を求めらる。

二 外務省として、同省在外職員に対し、外国人を招いて会食する等の、多額の住居手当を受給していることに基づき、自宅を活用した外交活動を行うよう奨励、督励をしているか。  
三 二で、しているのなら、具体的にどの様な形で奨励、督励をしているのか説明されたい。  
四 二で、していないのなら、それはなぜか説明されたい。  
五 ②に關し、前回答問主意書で、住居手当を受給している全ての外務省在外職員のうち、どれくらいの者が、「比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危

険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に自宅を構えているか、同省としてその実態を正確に把握しているか、また③に關し、住居手当を受給している全ての外務省在外職員のうち、どれくらいの方が、

「緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所」に自宅を構えているか、同省としてその実態を正確に把握しているかと問うたところ、

「前回答弁書」では「先の答弁書(平成十七年十月十八日内閣衆質一六三第一〇号)7についてでお答えしたとおり、在外職員の住居は、自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること、比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等」の要件を満たすことが望ましいと考えており、在外職員の住居は、そのような観点から決められていると認識している。」との答弁がなされている。右は「政府答弁書」の内容をただ繰り返しただけのものであり、何ら当方の質問に対して答えたものではない。当方は②と③の要件が実際にどの程度満たされているのかを問うているのである。我が国の在外公館のうち、特に在ロシア日本国大使館に勤務する在外職員の住居につき、②と③の要件は実際にどの程度満た

されているのか、その実態を明らかにされた。右質問する。

内閣衆質一七一第五四八号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居の実情等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居の実情等に関する再質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの自宅に客を招き会食する等の外交活動については、在外職員の日常の職務と密接に関連しており、報告を誤しているものではない。

二から四までについて

外務省としては、在外職員に対し、自宅に客を招き会食する等の外交活動を積極的に行うよう研修等において奨励してきている。

五 について

お尋ねの在外職員の住居が、自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること、比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たしているかについては、住居手当認定の申請があった際等に、在ロシア日本国大使館を含め各在外公館において適切に判断しているものと認識している。

いよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たしているかについては、住居手当認定の申請があった際等に、在ロシア日本国大使館を含め各在外公館において適切に判断しているものと認識している。

平成二十一年六月十六日提出  
質問 第五四九号

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第五〇二号)及び「前々回答弁書(内閣衆質一七一第四四八号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、平成十八年度から二十年度に渡る、外務省全体におけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの使用状況について、三年間のタクシー券による支払金額は、約六億六千六百万円である。」との答弁がなされている。では、右三年度における同省のタクシー券使用状況につき、年度ごとの支払金額、使用枚数をそれぞれ明らかにされたい。

二 前回質問主意書で、その作業に膨大な時間がかかるのであるならば、答弁の延期に応じることは十分に可能であるとした上で、平成十八年度から二十年度に渡る、外務省の課ごとにおけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について明らかにされたいと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四四八号)一について述べたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁は「前々回答弁書」における「お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」というものであるが、では、右の三年度において、同省が予算の概算要求をする際、どの様な根拠に基づいてタクシー券に係る予算の要求をしていたのか。同省において必要とするタクシー券に係る予算を、どの様な裏づけ資料を基に要求していたのか説明されたい。

三 右の三年度に渡る、同省の局ごとのタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について明らかにされたい。

四 「前々回答弁書」で「外務省職員によるタクシー券の不適正な使用があるとは承知していない。」との答弁がなされていることにつき、前回質問主意書で、外務省が右の様に認識しているのは、同省として、同省職員によるタクシー券使用の実態につき、何らかの調査を把握した上でのものかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の答弁は、これまでに実施した調査の

結果等を踏まえたものである。」との答弁がなされて  
いる。右答弁にある「これまでに実施した調査」とはどの様なものか、①「調査」が行われた期間、②「調査」を担当した外務省の部署及び担当責任者の官職氏名、③「調査」の対象となつた外務省職員の官職氏名、④「調査」を記録した文書の有無につき、それぞれ明らかにされた  
い。

五 当方は、具体的な官職氏名と共に、過去にある外務省職員が、職務自体はタクシー券が支給される午前零時三十分前に既了しているにもかかわらず、あえて省内に留まる、または途中外出する等の方法で時間を稼ぎ、午前零時三十分になるのを見計らい、タクシー券を使用するといふ、タクシー券を無駄遣いしていた具体的事例を把握している。四の答弁にある様に、同省として右の様な事例は承知していないとするのは、四で触れた「調査」が不十分であったことを示していると考えるが、同省の見解如何。  
右質問する。

内閣衆質一七一第五四九号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十一年七月二日 衆議院会議録第四十三号

議長報告

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第三回質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの、年度ごとのタクシー券による支払金額は、平成十八年度約二億四千万円、平成十九年度約二億二千万円、平成二十年度約二億六百万円である。タクシー券使用枚数については平成十八年度は約五万二千枚であり、他の年度については、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

二 について

過去のタクシー券による支払金額等に基づき要求を行っている。

三 について

お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

四 について

外務省大臣官房において随時職員を対象に調査を行っているが、外務省職員によるタクシー券の不適正な使用の事例は確認されていないため、文書は残していない。

五 について

先の答弁書(平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第五〇二号)四について述べたとおりである。

平成二十一年六月十六日提出  
質 問 第 五 五 〇 号

外務省が保管している各種酒類に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が保管している各種酒類に関する再質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第四八九号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、現在外務省が飯倉別館に保管している約七千本のワイン以外に、他どのような酒類(以下、「ワイン以外の酒類」といふ)を保管しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省においては、平成二十一年六月八日時点で、飯倉別館等において百五十二本の『ワイン以外の酒類』を保有しており、その内訳は日本酒四本、ビール六十本及びその他洋酒八十八本である。また、平成十六年度から平成二十年度までに外務本省において購入した日本酒は百九十五本、購入金額は約九十万円、ビールは千九百七十二本、購入金額は約五十五万円、その他洋酒は三百六十九本、購入金額は約八十二万円である。」との答弁がなされている。右答弁には「飯倉別館等」とあるが、外務省として、飯倉別館の他のどこに「ワイン以外の酒類」を保管しているのか明らかにされたい。  
二 「ワイン以外の酒類」の銘柄及び一本あたりの購入金額を全て明らかにされたい。  
三 「前回答弁書」では、過去五年間における種類

ごとの購入先について、日本酒、ビール及びその他洋酒ごとに、購入先の民間会社の名前が挙げられており、「酒類の品揃え、購入価格等を勘案して選定した酒類販売店から購入している。」との答弁がなされている。同省において、酒類の品揃え、購入価格等を勘案して右の民間会社を選定した部署はどこか、その担当責任者の官職氏名と共に明らかにされたい。

四 「ワイン以外の酒類」の用途につき、「前回答弁書」では「公務の目的のため適正に使用されている。」との答弁がなされているが、右の「公務」とは具体的にどの様なものか説明されたい。

五 外務省において保管している酒類は、ワインが約七千本、「ワイン以外の酒類」が百五十二本を合わせたものが全てであると理解して良いか。これら以外にも同省として保管している酒類はあるか。確認を求めたい。

六 外務省が保管している酒類のうち、ワインが圧倒的な数の多さを誇るが、右はなぜか。なぜ同省は、他の酒類と比較して、かくも多くのワインを購入し、保管しているのか説明されたい。

七 外務省が公務、特に外国要人の接遇時等に酒類を用いる際、ワインだけでなく、日本酒や焼酎等の酒類を多く用いた方が、我が国の文化、伝統を示すという点で有用ではないのか。同省の見解如何。  
右質問する。

内閣衆質一七一第五〇号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管している各種酒類に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管している各種酒類に関する再質問に対する答弁書

一について

麻布台別館においても保有している。

二について

先の答弁書(平成二十一年四月二十一日内閣衆質一七一第三〇五号)二について述べたほかに平成二十年度に外務省が購入した酒類の銘柄及び一本当たりの購入金額(以下「単価」という。)は次のとおりである。また、同一銘柄にもかかわらず容量等によつて単価が異なる場合は平均単価とした。なお、単価は消費税込みである。

- 八海山純米吟醸 単価四千七百七十四円
- 久保田萬寿 単価八百六十九円
- 出羽桜出羽燦々 単価二千九百八円
- 十四代吟撰 単価三千八百八十五円
- 黄桜生酒本醸造 単価三百六十七円
- 黒龍大吟醸 単価五千二百五十円
- ひこ孫純米吟醸 単価五千二百五十円

円 獺祭純米大吟醸磨き三割九分 単価四千七百

円 サッポロ生ビール黒ラベル 単価二百八十四

円 サッポロエビスビール 単価二百二十円

円 キリンラガービール 単価二百七十九円

円 アサヒスーパードライ 単価二百七十九円

円 サントリーモルツ 単価二百五十五円

円 ジョニーウォーカー黒ラベル十二年 単価二

千五百二十円

円 サントリーウイスキースペシャルリザーブ

単価二千二百五十円

円 ヴーヴクリコ・イエローラベル 単価五千百

四十五円

円 ゴールドドライジン 単価千二百六十円

円 眞露チャミスル 単価四百二十一円

三について

お尋ねの「部署」は、外務省大臣官房である。

四について

お尋ねの「公務」とは、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に定められた外務省の任務及び所掌事務に関連する業務を指す。

五について

平成二十一年六月八日時点で、外務省として保有している酒類は、御指摘のもの以外にはない。

六及び七について

外務省としては、公務の目的のために最も効果的と考える酒類の購入や使用に努めている。

平成二十一年六月十六日提出  
質問 第五五一号

水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する再質問主意書

提出者 岩國 哲人

水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する再質問主意書

本国会質問第四六九号において、近年、外国資本による水源林を含む水源事業の買収活動が活発化していることから、許可制等の事前審査の充実を含め、森林資源の所有者、所有目的を包括的に管理する必要性が生じてくるように考えられるが、新たな立法の必要性についての政府の見解および、当該必要性について検討した実績はあるかとの問いに対し、現在のところ、保安林制度等の現行法下の制度に加えて新たな制度を設ける特段の必要性はないと考えている旨の答弁書を受領した。

一 昨月の報道によると、林野庁の森林整備部計画課の担当者が「現在の法制度では、森林が売買されたとしても所有権の移転をすぐに把握する手段はない。森林の管理についても国が口を挟むことも難しい」と説明したとのことである。

意思主義を採用する日本民法においては、所有権の移転は意思表示によつて効力を生じ、登記は取引の安全を目的とする對抗要件に過ぎないことから、登記を申請するか否かは登記権利者の任意である。

この点、地下水の採取を目的とする森林の取得は、現行法の規制対象ではないものの、一般用語としては「開発行為」と考えうる。答弁書で例示された現行法下の保安林制度や、開発行為に対する規制においては、伐採・開発等の森林の形態の変更を伴わない場合は、対象外となる。

政府としては右の発言および現状を踏まえた上で、立法または法改正の段階の必要性はないとの見解であるか。

二 水源林の保全という観点からは、単に資本が外資か否かのみで規制の必要性の有無を判断するのは妥当でないが、外資については、より管理の必要性が高いと解される。

この点、外資の水源林を含む水源事業の買収活動について、政府として把握しているか。

三 水源林については、森林政策という観点では林野庁、水資源・開発政策という観点では国土交通省の管轄、さらには環境政策の観点では環境省の管轄と思われるが、関係省庁間で法改正等の協議がなされた実績または予定はあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第五一五号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する再質問に対する答弁書

一について

水源のかん養など森林の有する公益的機能の維持という観点からは、先の答弁書(平成二十一年六月五日内閣衆質一七一第四六九号)一についてでお答えしたとおり、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく保安林制度や民有林における開発行為に対する許可制度等が設けられており、現在のところ、これらの制度に加えて、森林の所有に関する許認可等を設ける特段の必要性は認められず、新たな立法の必要性はないものと考えている。

二について

〔外資の水源林を含む水源事業の買収活動〕が具体的に何を指すかは定かではないが、外国資本による森林取得について、農林水産省において、昨年六月以降、全都道府県などから情報収集を行っているところであるが、現在のところ、そのような事例は確認されていない。

三について

〔法改正等〕が具体的に何を指すかは定かではないが、昨年六月以降、水源林の保全について、関係省庁間で森林法の改正の協議がなされた実績はなく、また、現在のところ、協議を行う予定もない。

平成二十一年六月十七日提出  
質問 第五五二号

極めて危険な消費税十二%への引き上げと、不可解な試算に関する質問主意書

提出者 滝 実

極めて危険な消費税十二%への引き上げと、不可解な試算に関する質問主意書

六月九日に有識者議員から経済財政諮問会議に提出された『経済財政の中長期試算』(以下「試算」という)は、消費税を十二%に引き上げ二〇二〇年に基礎的財政収支を黒字化するというシナリオの試算であり、マスコミに大きく取り上げられ、それが骨太方針二〇〇九に盛り込まれようとしている。しかし、その内容は重要な部分が隠されており、重大な問題があると思われるので質問する。

一 試算は、二〇一一年から段階的に一%ずつ消費税率を引き上げ、現在五%の消費税率を最終的に十二%にするという内容である。このことに対して、ノーベル経済学賞を受賞したクルーグマン氏は週刊現代(六月二十七日付)でのインタビューで次のように発言している。

『実に危険な考えですね。消費税アップは、効果としては金融引き締めそのものものです。これほど景気が悪い状況で実施するのは、バカげている。日本は、九七年にも同じことをして手痛い目に遭ったのに、まったく教訓を得ていないようですね。いまは断じ

て、消費税を引き上げるべき時ではありませぬ。』  
クルーグマン氏のこの忠告をどのように考えるか。

二 一九九七年に消費税率が二%だけ引き上げられた後には消費が減り景気が悪化した。当時の首相であった橋本龍太郎氏は二〇〇一年の自民党総裁選において、消費税率引き上げは失敗であったとコメントしている。この元総理のコメントをどのように考えるか。

三 消費税を引き上げれば、当然のことながら、実質的に可処分所得が減り、消費が減り、実質GDPが減る。驚くべきことに試算では、その逆だ。消費税引き上げが無い場合に比べ、三%、五%、七%の三種の引き上げ幅のシナリオの試算が示されている。例えば、試算の九頁に示されているように二〇二〇年度の実質GDPは三%の場合が一.〇%、五%が一.一%、七%が一.三%というように、増税の幅を大きくすればするほど、実質成長率は高くなるとなっている。そのような試算が正しいと信じる経済学者は一人もいないのではないかと考えられ、これは意図的に国民を騙して、消費税増税を強行しようという政府の意図の現れではないかと疑っている。そのような信じ難い試算の根拠を示されたい。

四 この試算には、国民の前に明らかにしない裏がある。消費税を増税する分、社会保障関係費

を増やしているから、逆に経済は成長するという論理のように思われる。しかし、実際に何をどれだけ増やしたのかを明らかにしていない。消費税率だけを明示し、社会保障関係費の額を隠したのは、国民を騙すのが目的というしかない。この試算で消費税増税と社会保障関係費の増額が同程度に重要だからである。九頁に書いてある以下のコメントを読むといい。この試算の最も重要な部分を隠している。

〔コメントの内容〕

社会保障の機能強化を『中期プログラム』の工程表を踏まえ一定の仮定に基づき実施(ただし、消費税率を据え置くケースでは、基礎年金国庫負担割合の二分の一への引上げ、高齢化の進展に伴い自然に増加する公費負担のみ対応)。

試算においては社会保障関係費の増額分が示されていない以上、このコメントを読んで試算内容が分かる人などいないから、実はネット(正味)での歳出増により経済成長率が増加するという試算の最も重要で絶対に知られたくない部分を隠すことができ、完璧に国民を騙すことができるという結果になる。さらに驚くべきことは、消費税増税で公債残高がどんどん減っている。このような手法のようなことができるなら、一九九七年の消費税増税の際にもそうになっていたに違いないがそれは無かった。これが本当に実現するなら、どのようにして

官 報 (号 外)

実現するの、その内容を詳しく国民に明らかにすべきではないのか。明らかにできないのであれば、四月十日に「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議が発した「経済危機対策」の二頁及び三頁に示されている「基本方針一…国民一体となった対応」のi及びiiに反するものではないか。

五 試算ではいくつかの場合が示されているが、その中で標準と思われるものとして八頁の「世界経済順調回復シナリオ、十四、三兆円歳出削減」のデータによって問題点を取り上げる。

名目成長率は二〇〇八年度マイナス三・七％、二〇〇九年度マイナス三・〇％、二〇一〇年度マイナス〇・四％であり、これを基に名目GDPのグラフを図一に示した。

二〇〇七年度に五・五兆円あったGDPだが、二〇〇八年度に四・九兆円、二〇〇九年度に四・八兆円、二〇一〇年度に四・七兆円と、断崖を滑り落ちるかのごとく日本経済は縮小していくとの予測である。二〇一一年度から消費税を増税ということは、二〇一〇年度には決断をしないければならず、二〇一〇年度には経済状態はどん底というべきであり、とても消費税増税どころではないのではないか。

六 十年以上も前の一九九七年には日本のGDPは五・一兆円に達していた。二〇一〇年には四七九兆円にまで縮小するとの内閣府の予測である。政府の行うべきことは縮小した経済を元に戻す努力をすることであり、消費税増税で景気

回復を妨げるべきではないと考えるがどうか。七 庶民の暮らしという観点から考えても、図二で示したとおり、賃金は随分下がっている。消費税増税であれば、それだけ物を買えなくなるのは明らかである。さらに悪いことに、二〇〇九年度の補正による政府の景気対策は、家電・車・家などを買えば国が補助金を出すというもので、その景気対策が打ち切られ、そのうえ消費税増税となれば、ダブルパンチで家計を直撃し消費を減らすのは間違いのない。また、雇用調整助成金が打ち切られれば首切りが激増、失業者が激増し、社会不安が起きる。名目GDPが下がるということは、賃金も同様に下がっていることを示し、そこで消費税増税で物価が上がれば、消費は減り消費減はGDP減に繋がるのではないか。

八 消費税増税による実質GDP押し下げ効果を、社会保障関係費を増やして補おうとするのであれば、結局、消費税増税による負のアンウインド効果だけが残るから何もやらないほうがましではないか。

九 「衆議院議員滝実君提出補正予算に関する政府の説明責任に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質一七一第四三七号)等において、「民間経済の自律的回復」とは、企業や家計といった民間部門が、財政支出に頼らず、生産・所得・支出の好循環によって成長する状態であり、民間活動がその主体をなす我が国経済の持続的成長には不可欠の条件であると考えている。」との

答弁をいただいた。当該答弁を前提にすると、試算に示されている消費税の増税は、「民間活動がその主体をなす我が国経済」に対して政府の関与をより大きくするものであるが、それがどうして「民間経済の自律的回復」に繋がるのか。

また、消費税増税分と社会保障関係費増額分を勘案した正味での歳出増が経済成長に繋がるのであれば、これは、「需要不足を財政支出で埋め合わせる」というのは、過度に公需依存となり、民間経済の自律的回復をむしろ遅らせる」との答弁に反しているのではないか。

十 与謝野馨財務・金融・経済財政政策担当相は四月十一日、BS11デジタルの報道番組収録で、基礎的財政収支について「少しいかげんな概念」との見解を示したうえで、「基礎的財政収支ではない、きちんとした目標を立てて、GDP比で国債残高が増え続けるのを抑制しなければいけない」と語った。与謝野大臣が「いいかげんな概念」として基礎的財政収支をなぜ再び骨太方針二〇〇九で使うのか。

十一 骨太方針二〇〇六では内閣府の試算に基づき、二〇一一年度基礎的財政収支黒字化を国家目標として、二〇一一年度の基礎的財政収支はどうかになるのかについての予想が毎年下方修正が繰り返されてきた経緯を掲げる。

① 二〇〇六年一月 黒字化可能と発表。  
② 二〇〇七年一月 黒字化は不可能、しかし十四、三兆円の歳出削減

このように、三年連続で予測がはずれ大幅下方修正となった。要するに試算は全く正しく予測できなかったということだ。それだけでなく、例えば名目成長率やGDPデフレ率は、二〇〇二年度の発表以来、毎年大幅な下方修正を続けており、内閣府の試算は全く予測能力を持たないことが完璧に証明されている。同じ経済モデルを使った今回の「試算」も予測は正しくなく、今後二〇二〇年まで毎年下方修正が続くと思われる。政府はこのような劣悪な試算を基に国家目標を立てても良いのか。

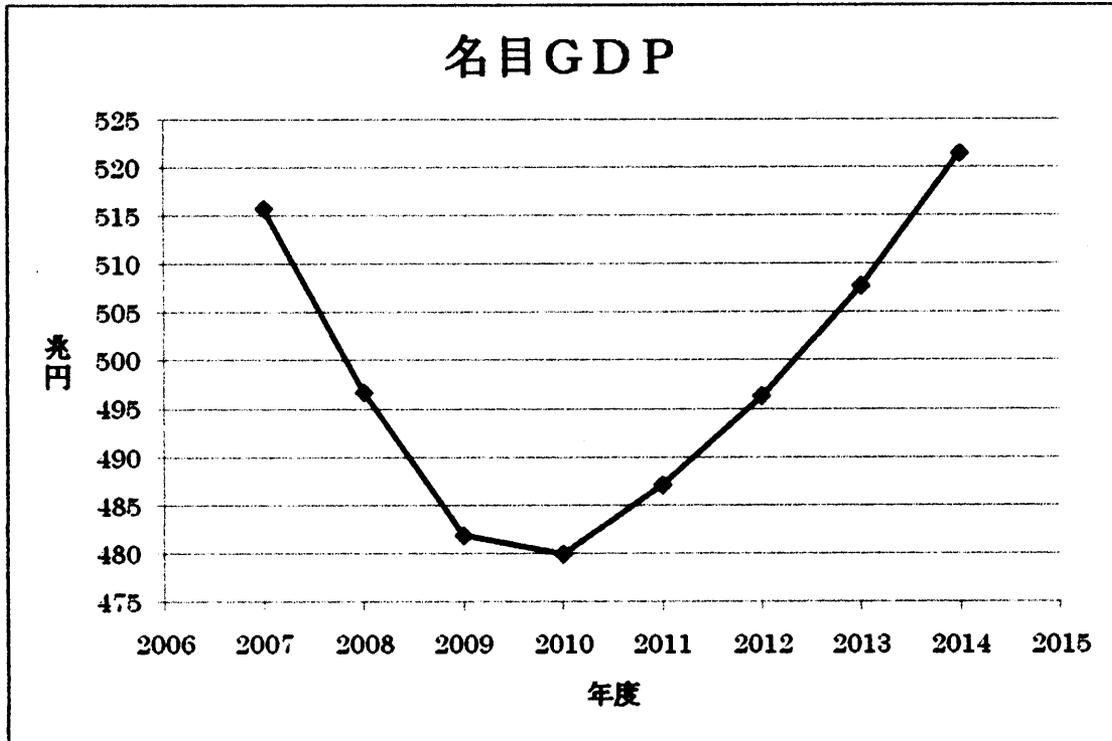
十二 日本の超低金利政策は、昨年表面化した米国の住宅バブルの崩壊の背景になったことが指摘されているし、超低金利政策によって個人所得が伸びず、消費も制約されているのであるから、政府の経済財政基本方針に超低金利政策をどうするかについて示すべきではないのか。

③ 二〇〇八年一月 十四、三兆円の歳出削減を行っても、〇・一％の赤字になる。  
④ 二〇〇九年一月 二〇一一年度の基礎的財政収支は二・九％の赤字。

消費税を十二％にすれば、二〇二〇年度に黒字になる。

右質問する。

図一 出所：内閣府



図二



内閣衆質一七一第五五二号  
平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出極めて危険な消費税十二％への引き上げと、不可解な試算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員滝実君提出極めて危険な消費税

十二％への引き上げと、不可解な試算に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「クルーグマン氏のこの忠告」及び二元総理のコメントについては、その真意等が必ずしも明らかでないこと等から、お答えすることは差し控えたい。

なお、現実の経済政策を行うに当たっては、その時々々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要であると考えている。消費税を含む税制の抜本的な改革の具体的な実施の在り方については、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条の規定に定められた方針等に沿って、今後検討を進めることとしている。

三から九までについて

御指摘の「経済財政の中長期試算」(平成二十一年六月九日経済財政諮問会議有識者議員提出資料参考)(以下「中長期試算」という。)は、「経済財政の中長期方針と十年展望比較試算」(平成二十一年一月十六日内閣府公表)に示された考

え方に基づいており、消費税率引き上げを行うケースにおいては、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成二十年十二月二十四日閣議決定)における「社会保障の機能強化の工程表」を踏まえ、一定の仮定に基づき、消費税増収額の範囲内であることを基本として、社会保障の機能強化を行うことを想定し、機械的に試算しているところである。

中長期試算における消費税率引き上げ幅の違いによる実質GDP成長率の違いについては、想定している引上げが多年度にわたることから、単年度のみ影響をみることは必ずしも適当ではないと考えており、また、中長期試算のような計量経済モデルによる計算結果は、相当の幅を持って解釈すべきものと考えている。

政府としては、現下の厳しい経済金融情勢に対しては、平成二十年八月以降、四次にわたる経済対策を取りまとめ、その速やかな実施に全力を挙げてきたところであり、これにより、「景気の底割れ」を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげ、民間経済の自律的回復を促すこととしている。

また、現実の経済政策を行うに当たっては、計量経済モデルによる計算結果を参考としつつも、その時々々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要であると考えている。消費税を含む税制の抜本的な改革の具体的な実施の在り方については、所得税法等の一部を改正する法律附則第百四条の規定に定められ

た方針等に沿って、今後検討を進めることとしている。

十について

「経済財政改革の基本方針二〇〇九」安心・活力・責任」(平成二十一年六月二十三日閣議決定)においては、「財政の持続可能性を確保するため、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対GDP比を位置付け、これを二十年代半ばにかけて少なくとも安定化させ、二十年代初めには安定的に引き下げること」とするとともに、「プライマリー・バランス(基礎的財政収支)については、債務残高対GDP比の安定化及び引下げに至る道筋を示すための収支の目標と位置付けることとしたところである。

十一について

計量経済モデルによる試算は、様々な想定を置いて機械的に行っているものであり、財政健全化の目標を検討するに当たっての一つの参考材料と考えている。なお、現実の経済政策を行うに当たっては、その時々々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要であると考えている。

十二について

金融政策の具体的な運営については、日本銀行において、その時々々の経済・物価情勢や市場動向を踏まえつつ、適切に行われるものと考えている。

平成二十一年六月十七日提出  
質問 第五五三号

本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する再質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する再質問主意書  
意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第四八一号)を踏まえ、再質問する。

一 平成二十一年度ビザなし交流の第二陣が本年五月二十六日に根室港に帰港した。前回質問主意書で、今次のビザなし交流第二陣に同行した外務省職員の数並びに官職氏名を問うたところ、「前回答弁書」では「外務省の事務官一名」という答弁がなされているのみである。外務省が右事務官の詳細な官職及び氏名を明らかにしないのはなぜか。

二 「前回答弁書」では「同報告書では、御指摘の行事においては、訪問の参加者と北方四島住民との間で様々な意見交換が行われた旨報告されている。」と、今次のビザなし交流において行われた日本側参加者とロシア系住民との対話集会(以下、「対話集会」という。)について、一の外務省職員より同本省へ報告がなされているとの答弁がなされているが、右答弁にある「様々な意見交換」とは具体的にどの様なものか。「対話集会」において、日本側及びロシア系住民側か

らどの様な意見が出されていたのか、詳細に説明されたい。

三 今次のビザなし交流第二陣に係る各新聞報道によると、「対話集会」において、北方領土について深い意見交換ができず、テーマ設定等で課題が感じられたとの感想が述べられ、またロシア系住民側からも、「対話集会」に心から喜んで参加しているわけではない」と等と、「対話集会」へ参加することや、そもそもビザなし交流という枠組みの中で北方領土問題を議論することに疑問を投げかける意見も見られたとのことであるが、右について一の外務省職員は承認しているか。また、承認しているのなら、その旨正確に同本省へ報告しているか。

四 「対話集会」において北方領土問題についての議論はなされたのか。

五 前回質問主意書で、今後のビザなし交流及びロシア系住民との対話はどの様にあるべきか、外務省の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「外務省として、四島交流事業は、北方領土問題の解決を含む我が国とロシア連邦との間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として行われており、御指摘の行事を含め、同事業は、この目的に沿って実施されるべきと考えている。」との答弁がなされている。同省はロシア系住民との対話のあり方について「御指摘の行事を含め、同事業は、この目的に沿って実施されるべきと考えている。」としているが、少なくとも三の新聞報道を見る限り、北方領土問題に係る議論がなされない「対話集会」は、右答弁で同省が言う「目的」からはかけ離れたつづあり、同省として、新たな戦略を構築する必要があるのではないかと同省の見解を明確に示されたい。

道を見る限り、北方領土問題に係る議論がなされない「対話集会」は、右答弁で同省が言う「目的」からはかけ離れたつづあり、同省として、新たな戦略を構築する必要があるのではないかと同省の見解を明確に示されたい。

内閣衆質一七一第五五三号  
平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する再質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねの職員の氏名については、個人情報保護の観点から公表していません。お答えを差し控えたものである。

二から五までについて  
御指摘の行事に同席した外務省の事務官から提出された報告書では、御指摘の行事においては、四島交流訪問事業参加者と北方四島住民との間で様々な意見交換が行われた旨報告されている。御指摘の行事は、相互理解の増進を図るため、四島交流訪問事業参加者と北方四島住民

との間で自由な意見交換を行うことを目的としており、御指摘の行事で出された意見の逐一についてお答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、先の答弁書(平成二十一年六月九日内閣衆質一七一第四八一号)一から六までについてお答えしたとおり、四島交流事業は、北方領土問題の解決を含む我が国とロシア連邦との間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として行われており、御指摘の行事もこの目的に沿って適切に実施されていると考えている。

平成二十一年六月十七日提出  
質問 第五五四号

一九六〇年の日米安全保障条約改定に際した  
いわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九六〇年の日米安全保障条約改定に際した  
いわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する再質問主意書

本年六月一日付の共同通信社による配信記事を受けた新聞報道によると、一九六〇年の日米安全保障条約改定時に核兵器を搭載した米軍の艦船や航空機が我が国に立ち寄ることを黙認するといったいわゆる核持ち込み密約(以下、「密約」という。)につき、外務省事務次官ら同省の中枢幹部が引き

継いで管理し、外務大臣ではなく官僚側の判断によって、橋本龍太郎、小淵恵三両元内閣総理大臣ら一部総理大臣、外務大臣にのみ伝えていたと、一九八〇年代から一九九〇年代にかけて外務省事務次官を経験した者四名(以下、「四名」という。)が共同通信社に伝えていたとのことである。右の報道(以下、「報道」という。)と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四七九号)を踏まえ、再質問する。なお、前回質問主意書同様、政府、特に外務省においては、各質問の個別の趣旨を無視して一括した答弁をする等の不誠実な対応をとるのではなく、当方の各質問の個別の趣旨をそれぞれ正確に把握し、各質問それぞれに対して答弁をするという、誠実な対応をとることを切に求める。

一 「前回答弁書」で外務省は「御指摘の記事について、平成二十一年六月一日に承知したが、お尋ねの『証言』の内容等について承知しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。」と答弁しているが、「四名」が「密約」に関して共同通信社に述べた内容は、例えば本年六月一日付の東京新聞一面と三面で詳細な記述がなされている。同省として、右記事を読んでみるか。  
二 外務省として「御指摘の記事について、平成二十一年六月一日に承知した」と言いながら、「四名」の証言については「証言」の内容等について承知しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。」と言うのは矛盾していないか。  
一の東京新聞記事を読んでいるのならば、「四名」の証言の内容は承知して当然だと考えるが、同省の見解如何。

官 報 (号 外)

三 「前回答弁書」では、一九八〇年代から九〇年代にかけて外務事務次官を務めた十一名の氏名が挙げられている。外務省として、右の十一名について、「報道」にある証言をしたか否か、直接確認をとっているか。明確な答弁を求める。

四 三で、とっているのなら、外務省のどの者が、いつ、どこで、どの様な方法をもって確認をしたのか明らかにされたい。

五 三で、とっていないのなら、それはなぜか明らかにされたい。

六 「前回答弁書」では、外務省において日米安全保障条約に係る事務を担当している部署並びに担当責任者の官職氏名について「担当部署は外務省北米局日米安全保障条約課、担当責任者の官職は外務省北米局日米安全保障条約課長、氏名は鈴木量博である。」との答弁がなされている。鈴木量博課長は、「密約」の存在について如何なる見解を有しているか。  
右質問する。

内閣衆質一七一第五四号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十一年六月九日内閣衆質一七一第四七九号)一、六から十三まで、十五、十六、十八及び十九についてお答えしたとおり、外務省としては、御指摘の記事は承知しているが、お尋ねの「証言」の内容等について承知していない。

三から六までについて

政府として、先の答弁書(平成十九年十月十九日内閣衆質一六八第一〇一号)一、二及び五について等で累次にわたってお答えしているとおり、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密であると否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はなく、この点につき確認をする必要はないと考えている。

平成二十一年六月十七日提出  
質問 第五五五号

一九七二年の沖縄返還に係る日米密約についての東京地方裁判所の要請に関する質問書

提出者 鈴木 宗男

一九七二年の沖縄返還に係る日米密約についての東京地方裁判所の要請に関する質問書  
主意書

作家の澤地久枝さんから二十五人が昨年九月、情報公開法に基づき「密約」を記した政府の文書の公開を求めたところ、政府が「密約」を示す文書を作成した事実は確認できず、破棄・移管した記録もなかったとしたため、本年三月、澤地氏らにより提訴がなされている。右につき、第一回口頭弁論が行われた本年六月十六日、東京地方裁判所の杉原則彦裁判長は冒頭で、「密約」を示す文書はないと言いつける政府に対し、「その理由を合理的に説明する必要がある」と要請したと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 杉原裁判長の要請に対する政府、特に外務省の見解如何。  
二 「密約」については、米国の国立公文書館でそ

の存在を示す文書が公開され、また、当時外務省アメリカ局長を務め、交渉に直接携わった吉野文六氏が自らその存在を認めるコメントを何度も出している。本年六月十七日付朝日新聞三十一面にも、「当時は、とにかく協定を批准させればそれでいい。あとは野となれ……という気持ちだった。そのために『記憶にない』という事実はない』と言ってきた」と、二〇〇六年に同新聞社のインタビューに答えた時のコメントが掲載されている。政府、特に外務省の「密約」についての対応は、ただ「密約」はない」と強引に言い切るのみで、これら客観的な証拠、証言に対する懇切丁寧な説明は全くないが、右はなぜか。

三 政府、特に外務省として、杉原裁判長の要請に真摯に応え、「密約」及び「密約」を示す文書がないにしても、その旨懇切丁寧な説明を行う考えはあるか。  
右質問する。

内閣衆質一七一第五五号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還に係る日米密約についての東京地方裁判所の要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還に係る日米密約についての東京地方裁判所の要請に関する質問に対する答弁書一及び三について

お尋ねの点については、現在裁判所に係属している具体的な事件にかかわることであり、お答えすることは差し控えたい。

二について  
沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返して説明しているとおおり、沖縄返還協定がすべてである。

平成二十一年六月十七日提出  
質問 第五五五号

冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問  
主意書

提出者 鈴木 宗男

冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が

平成二十一年七月二日 衆議院会議録第四十三号

議長の報告

殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右につき麻生太郎内閣総理大臣は、同日夜の首相官邸における記者のぶら下がり取材において、「冤罪が起きない国にするためには可視化が必要ではないのか」との旨の記者の質問に対して「ほくは基本的には一概に可視化すれば直ちに冤罪が減るといった感じがありません」と答えている(以下、「麻生発言」という)。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七二第五〇九号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、麻生総理は過去に検察による取り調べを受けたことはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「内閣総理大臣の職務とは無関係のものであり、お答えは差し控えた」との答弁がなされているが、右問いは、当質問主意書全体の趣旨の中で、麻生総理の答弁を必要とするものであるところ、その有無につき明らかにすることを再度求める。

二 「前回答弁書」では、「麻生発言」の中にある冤罪の定義について「無実の罪、ぬれぎぬ等という意義で用いられることがある」との趣旨で発言したものと承知している」との答弁がなされている。前回質問主意書で、足利事件において菅家さんが逮捕され、無期懲役が確定したことは、冤罪に該当するかと問うたところ、「前回

答弁書」では「政府としては、特定の事件が『冤罪』であるか否かについて特定の見解を有しているものではない」との答弁がなされているが、菅家さんのケースが冤罪であるか否かについて、政府として特定の見解を有していないのはなぜか。最高検察庁、つまり政府として菅家さんの釈放を決めたということは、菅家さんのケースは右答弁にある冤罪であったことを政府として認めたことに他ならないのではないか。

三 前回質問主意書で、「麻生発言」にある様に、麻生総理として、取り調べの可視化が直ちに冤罪の減少にはつながらないと認識しているのはなぜか、右の認識は、どのようなデータ、客観的事実に基づいてのものなのかと問うたところ、「前回答弁書」では「一般に、検察当局においては、必要な捜査を尽くし、収集し得た証拠を総合的に検討して被告人を起訴し、裁判所においても、慎重な審理を尽くした上で有罪判決を言い渡しているものと承知している」旨の答弁がなされている。麻生総理は右述べているが、菅家さんのケースについて言えば、検察が収集した、例えば当時の栃木県警が行ったDNA鑑定の結果等の証拠は、現在の技術水準による鑑定により覆され、正確でなかったことが明らかにされている。また、菅家さんが自白したのも、当時の栃木県警による、髪の毛を引っ張る、飛ばす等の暴行、「早くしゃべって楽になれ」等の脅しを受けた結果、やむなくなされたものである。菅家さんのケースは、まさに右の一般論

から外れたものではないのか。麻生総理の見解如何。

四 「前回答弁書」で麻生総理は「御指摘の点と取り調べの全過程について録音・録画を義務付けることとの関連については、承知していない」と答弁しているが、麻生総理は、何の根拠もなく、取り調べの全面可視化が冤罪の減少にはつながらないとする「麻生発言」を行ったのか。

五 四で、何の根拠もなく「麻生発言」を行ったのなら、それは内閣総理大臣の発言として極めていい加減ではないか。

六 取り調べの全過程を可視化することにより、少なくとも菅家さんが受けた様な暴行、脅しを取り調べにおいて防止することは可能であると考えられるが、その可視化が冤罪の減少にはつながらないとする「麻生発言」の根拠は何か、再度質問する。

七 「前回答弁書」では「政府としては、御指摘のような事実は把握していない」と、菅家さんが当時の栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、髪の毛を引っ張られる、飛ばされる等の暴行を受け、更には「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」などと言われ、脅しの様な形で自白を強要されたことについては、政府としてそもそも把握していないとの答弁がなされているが、今後菅家さんが右の様な非人道的な取り調べを受けた事実はないか、麻生総理として、然るべき調査をするよう指示する考えはあるか。

八 七で、あるのなら、麻生総理として当該調査をいつからどの様な方策をもって行わせる考えでいるのか説明されたい。

九 七で、ないのなら、それはなぜか説明された。

右質問する。

内閣衆質一七一第五五六号  
平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問に対する答弁書

一 について  
前回答弁書(平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第五〇九号。以下「前回答弁書」という。)一について述べたとおりである。

二 について  
検察当局においては、御指摘の事件に関し、再審請求の即時抗告審で実施された鑑定に基づく鑑定書一通が刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四百三十五号第六号に定める

無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当する蓋然性が高いと判断したことから、刑の執行停止により受刑者を釈放したものであると承知している。

三から六までについて  
お尋ねについては、前回答弁書五について述べたとおりである。

なお、現在再審請求審係属中の事件にかかわる事柄については答弁を差し控えたい。

七から九までについて  
内閣総理大臣としては、前回答弁書六について述べたとおり、御指摘のような菅家氏に対する暴力行為等が行われたという事実は把握していないが、警察庁及び栃木県警察において、今後の裁判所の審理の推移も踏まえつつ、本件捜査の問題点等について早急に検討するものと承知している。

平成二十一年六月十七日提出  
質問 第五五七号

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する再質問主意書  
一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が

殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右につき森英介法務大臣は、同月五日の閣議後の記者会見で、取り調べの全面可視化につき、「全面的に義務付ければ被疑者に供述をためらわせて取り調べ機能を損ない、真相解明に支障をきたす。現段階では全面的に容認する方向での検討は難しい」との旨述べたと承知する。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五一〇号)を踏まえ、再質問する。

一 前回答問主意書で、森大臣は過去に検察による取り調べを受けたことはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「法務大臣の職務とは無関係のものであり、お答えは差し控えたい。」との答弁がなされているが、右問いは、当質問主意書全体の趣旨の中で、森大臣の答弁を必要とするものであるところ、その有無につき明らかにすることを再度求める。

二 前回答問主意書で、今次、いわゆる足利事件において容疑者とされ、無期懲役が確定した菅家さんの釈放を東京高等検察庁が決定し、菅家さんが釈放されたことに関し、森大臣としてどのような見解を有しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局においては、最高裁判所で無期懲役の判決が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに

至ったことは、深刻な事態であると重く受け止めており、今後、適宜適切に対処するものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁にある「深刻な事態」とはどのような意味か。誰にとつてのどのような事態が深刻であるという意味なのか、詳細に説明されたい。

三 菅家さんによると、栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、髪の毛を引っ張られる、け飛ばされる等の暴行を受け、更には「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」などと言われ、脅しの様な形で自白を強要されたこととである。前回答問主意書で、森大臣として、取り調べの全面可視化が取り調べの機能を損なうと認識しているのなら、どのような方策をもって、右の様な非人道的な取り調べを防止する考えでいるのか、取り調べの全過程が録音・録画等の方法により明らかにされ、その様子が被疑者と取り調べを行う者以外の第三者にも明らかにするのならば、少なくとも右で挙げた様な取り調べにおける非人道的な行動を抑止することができるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「捜査機関においては、従来から、

取り調べの適正の確保に努めてきたところであり、最近においても、被疑者の取調べの適正確保のため、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対して一層の配慮をすることなど種々の措置を講じているものと承知している。

取調べの適正は、種々の問題がある取調べの全過程の録音・録画によらなくても、捜査機関

において現に採っている取調べの機能を損なうおそれのない方法で確保し得るものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁には「逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対して一層の配慮をすること」とあるが、菅家さんのケースにある様に、問題の根源は、弁護人との接見等の取り調べ以外の場の話ではなく、取り調べの最中に非人道的な行為が行われ、結果として容疑者とされた人物が無理矢理

四 三の答弁には「捜査機関において現に採っている取調べの機能を損なうおそれのない方法」とあるが、右は具体的にどの様な方法か、詳細に説明されたい。

五 「前回答弁書」では「政府としては、御指摘のような事実は把握していない。」と、菅家さんが当時の栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、髪の毛を引つ張られる、け飛ばされる等の暴行を受け、更には「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」などと言われ、脅しの様な形で自由を強要されたことについては、政府としてそもそも把握していないとの答弁がなされているが、今後菅家さんが右の様な非人道的な取り調べを受けた事実はないか、森大臣として、調査を指示する考えはあるか。

六 五で、あるのなら、森大臣として当該調査をいつからどの様な方策をもって行わせる考えであるのか説明されたい。

七 五で、ないのなら、それはなぜか説明された。右質問する。

内閣衆質一七一第五五七号  
平成二十一年六月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に

別紙答弁書を送付する。  
英介法務大臣の見解等に関する再質問に対し、

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に  
件に関連した取り調べの全面可視化導入に  
対する森英介法務大臣の見解等に関する再  
質問に対する答弁書

一 について  
前回答弁書(平成二十一年六月十六日内閣衆  
質一七一第五一〇号。以下「前回答弁書」とい  
う。)一について述べたとおりである。

二 について  
検察当局において、最高裁判所で無期懲役の  
判決が確定している事件につき、刑の執行停止  
により受刑者を釈放するに至ったことについ  
て、深刻な事態であると重く受け止めているも  
のと承知している。

三及び四について  
前回答弁書四及び五について述べたとおり

五から七までについて

お尋ねは、個別の事件に関する事柄であり、  
また、裁判所において認定されていない事実を  
前提とした質問であるので、お答えを差し控え  
たい。

なお、検察当局においては、御指摘の事件に  
関し、再審請求等の推移も踏まえつつ、捜査  
公判上の問題点を検討することとしているもの  
と承知している。

平成二十一年六月十七日提出  
質問 第五五八号

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面  
可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の  
見解等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件に関連した取り調べの全  
面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員  
長の見解等に関する再質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が  
殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無  
期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、  
女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家  
さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たこ  
とを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放さ  
れた。右につき佐藤勉国家公安委員長は、同月  
五日の閣議後の記者会見(以下、「会見」という。)

で、現在は一部のみに限定されている取り調べの  
可視化につき、「すべて今の態勢でいいという話  
でもない」との旨述べ、対象範囲の拡大を検討す  
ることを示唆したものの、全面的な導入につい  
ては慎重な姿勢を見せたと報道されている。右と  
「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五一二号)を踏ま  
え、再質問する。

一 佐藤委員長が「会見」において、足利事件につ  
いての当時の栃木県警の捜査に対して「しっか  
りした証拠の下に逮捕したと記憶している。  
あつてはいけないことだが、当時としては精  
いっぱいのことをしてこんな結果になったの  
では」と述べたことにつき、前質問主意書で  
「しっかりした証拠」とは何か、既に指摘されて  
いる様に、当時栃木県警が実施したMCT11  
8のDNA鑑定技術は、別人で一致する可能性  
が千人に一、二人と、現在の四兆七千億人に一  
人というものと比較すれば、その精度はかなり  
低いものであり、またそもそも殺害された女兒  
の下着に付着していた体液のDNA型は、菅家  
さんのDNA型と一致していなかったとのこと  
であるが、佐藤委員長として、当時栃木県警が  
菅家さんを「しっかりした証拠の下に逮捕した」  
と認識しているのはなぜかと問うたところ、  
「前回答弁書」では「御指摘の発言については、  
佐藤国家公安委員長が委員長就任以前の  
経験に基づき、政治家個人としての見解を述べ  
たものと承知しており、政府としてお答えする  
立場にない。」との答弁がなされている。「会見」

は佐藤委員長が国家公安委員長として行ったものであり、しかも佐藤委員長は警察庁の上位官庁であり、全国の都道府県警を指導監督する国家公安委員会の最高責任者である。その立場にある者が、足利事件についての当時の栃木県警の捜査に対して述べたことが、なぜ「政治家個人としての見解」とされ、それに関する一切の質問に答えないことが許されるのか。政府の明確な答弁を求める。

二 一の答弁は、要するに佐藤委員長として、確たる根拠も見解もないまま、当時の栃木県警は「しっかりと証拠の下に逮捕した」と述べたというものか。

三 菅家さんは十七年という人生の貴重な時間を奪われたのである。そのきつかけを作った当時の栃木県警の責任は重大であるが、それを監督指導する立場にある佐藤委員長が、確たる根拠も見解もないまま、当時の栃木県警を擁護する発言をするのは、菅家さんの感情を逆撫でする、極めて不適切な行動であり、何より国家公安委員長としての適性が疑われるものではないのか。

四 一の答弁には「委員長就任以前の経験」とあるが、右はどの様な経験であるのか詳細に説明されたい。

五 「前回答弁書」では「御指摘のような菅家氏に対する暴力行為等が行われたという事実は把握しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。」と、菅家さんが当時の栃木県警に逮捕さ

れた後、同県警の警察官により、髪の毛を引っ張られる、け飛ばされる等の暴行を受け、更には「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」などと言われ、脅しの様な形で自白を強要されたことについては、政府としてそもそも把握していないとの答弁がなされているが、今後菅家さんが右の様な非人道的な取り調べを受けた事実はないか、栃木県警を指導監督する責任者として、佐藤委員長は何らかの調査を指示する考えはあるか。

六 五で、あるのなら、佐藤委員長として当該調査をいつからどの様な方策をもって行わせる考えているのか説明されたい。

七 五で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

八 本年六月十七日、栃木県警の石川正一郎本部長は直接菅家さんに面会し、謝罪したと承認するが、佐藤委員長としても、菅家さんに直接面会し、謝罪する考えはあるか。

九 八で、あるのなら、いつ謝罪する考えであるのか明らかにされたい。

十 八で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。右質問する。

内閣衆質一七一第五五八号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書(平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第五二二号)一及び二について述べたとおり、御指摘の発言については、佐藤国家公安委員会委員長が委員長就任以前の経験に基づき、政治家個人としての見解を述べたものと承知しており、このような見解について、政府としてお答えする立場にない。

四について 佐藤国家公安委員会委員長の委員長就任以前の経験について、政府としてお答えする立場にない。

五から七までについて

国家公安委員会委員長としては、先の答弁書四について述べたとおり、御指摘のような菅家氏に対する暴力行為等が行われたという事実は把握していないが、警察庁及び栃木県警察において、今後の裁判所の審理の推移も踏まえつつ、本件捜査の問題点等について早急に検討するものと承知している。

八から十までについて

菅家氏に対しては、本件捜査を行った栃木県警察において、同県警察本部長が菅家氏と面接の上、謝罪の意を適切に伝えたところであり、現時点においては、国家公安委員会委員長が菅家氏と面接の上、謝罪することは考えていない。

平成二十一年六月十八日提出  
質問 第五五九号

厚生年金の給付における世帯類型に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

厚生年金の給付における世帯類型に関する質問主意書

厚生労働省は二〇〇九年五月二六日、世帯の種類別に受給額を試算した結果を社会保障審議会年金部会に示した。その結果、厚生労働省がモデル世帯とする「夫が(厚生年金に)四〇年加入片働き」という世帯以外は、受給額が現役世代の手取り収入の五割を切る事がわかった。

厚生労働省年金局長は「夫が現役時代に主に正社員であった世帯のうち、約六割の世帯が妻が厚生年金に加入しておらず、片働き世帯に分類されると私どもは考えております。約六割でございませう。」と、現在の年金受給者におけるモデル世帯の割合は六割という認識を示しているが(二〇〇九年五月二六日、参議院予算委員会)、同時に「労働

力調査によりまして、夫が雇用者である世帯のうち、五二・五%、平成十九年の平均でございませうが、五二・五%の一千十三万世帯が妻が雇用者ということでございますので、過半が共働き世帯というのが現役世代の傾向になってきております。とも答弁している。また「社会保障審議会少子化対策特別部会 第一次報告―次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて―」(二〇〇九年二月二四日)において、「労働力調査」の結果をもとに、「従来は、共働き家庭は少なかったが、一九九七年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている」という報告がされている。

モデル世帯が実態に即していないとすれば、年金制度の構造的問題であるとともに、更なる国民不信を招くことになりかねない。従って、以下、質問する。

- 一 厚生年金におけるモデル世帯とは何か。
- 二 厚生労働省がモデル世帯に定めている「夫四〇年加入片働き」の世帯について、下記1〜4の条件をすべて満たしている世帯という認識でよいか。1〜4以外に「夫四〇年加入片働き」の世帯の定義がある場合は、詳細を示されたい。
- 1 二〇歳までに結婚している世帯。
- 2 夫婦が同い年である世帯。
- 3 四〇年間結婚生活を継続している世帯。
- 4 夫は四〇年間厚生年金に加入し、妻は四〇年間加入していない世帯。
- 三 「夫四〇年加入片働き」のモデル世帯に関し下記について明らかにされたい。

1 現行制度の年金水準は、「夫四〇年加入片働き」をモデル世帯としていることは間違いないか。

2 「夫四〇年加入片働き」がモデル世帯に定められたのはいつか。

3 「夫四〇年加入片働き」をモデル世帯に定めた根拠を示されたい。

4 「夫四〇年加入片働き」がモデル世帯に定められた時点で、「夫四〇年加入片働き」の世帯の、当時の総世帯数における割合は何パーセントだったか。

5 年金局長の発言について、「夫が現役時代に主に正社員であった世帯のうち、約六割の世帯が妻が厚生年金に加入しておらず」という世帯は、必ずしも一の定義と一致しないのではないか。一致するのであれば、モデル世帯が複数存在することになると考えられるがいかがか。

6 政府は、現在は共働き家庭が過半数であり、増え続けているという認識か。

7 政府は、現在も「夫四〇年加入片働き」がモデル世帯として適切と考えるか。

8 モデル世帯を「共働き世帯」に変更すべきと考えられるか。すべきでないとするなら、その根拠を示されたい。

四 二〇〇九年度現在、下記の世帯についての、総世帯数における割合は何パーセントか。調査していないのであれば、していない理由を明らかにされたい。また、早急に調査すべきと考えられるか。

1 「夫四〇年加入片働き」の世帯について。

2 「共働きで、夫婦とも四〇年加入」の世帯について。

3 「共働きで、夫四〇年加入、妻二七年一月加入」の世帯について。

4 「共働きで、夫四〇年加入、妻七年一月加入」の世帯について。

5 「男性単身者、四〇年加入」の世帯について。

6 「女性単身者、四〇年加入」の世帯について。

五 二〇五〇年度時点での、下記の世帯についての、総世帯数における割合は何パーセントと試算しているか。また、その試算の根拠となる計算方法を示されたい。試算していないのであれば、していない理由を明らかにされたい。また、早急に試算すべきと考えられるか。

1 「夫四〇年加入片働き」の世帯について。

2 「共働きで、夫婦とも四〇年加入」の世帯について。

3 「共働きで、夫四〇年加入、妻二七年一月加入」の世帯について。

4 「共働きで、夫四〇年加入、妻七年一月加入」の世帯について。

5 「男性単身者、四〇年加入」の世帯について。

6 「女性単身者、四〇年加入」の世帯について。右質問する。

内閣衆質一七一第五九号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出厚生年金の給付における世帯類型に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出厚生年金の給付

における世帯類型に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)上は、モデル世帯といった考え方はなく、お尋ねについては、平成二十一年財政検証における世帯類型の一つである「夫のみ就労」についてのもので考えられるが、これは、夫が厚生年金に加入している男子の平均的な賃金で四十年間就業し、妻がその全期間にわたり専業主婦(短時間労働等により収入を得ていたが、国民年金の第三号被保険者であった者を含む。)であった同年齢の夫婦の世帯のことである。

三の1について

お尋ねについては、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項において、満額の老齢基礎年金二人分の額と男子の平均的な賃金で四十年間就業した場合の老齢厚生年金の額との合計額の男子平均手取り賃金に対する比率が五十パーセントを上回ることとなるような給付水準を将来にわたり

確保する旨が規定されているところである。  
三の2について

厚生労働省としては、基礎年金制度が導入された昭和六十年の年金制度改正以降、「夫のみ就労」世帯に係る年金の給付水準についての資料を作成してきているところである。また、三の1についてお答えしたとおり、平成十六年の年金制度改正において、将来にわたる給付水準の目標が法律上規定されたところである。

三の3、7及び8について

お尋ねについては、夫が国民年金の第二号被保険者である世帯においては、妻が第三号被保険者である割合が高いこと、女性の就業形態が多様であり共働きの世帯について標準的な類型を設定することが困難であること、過去の制度改正においても同様の世帯を念頭においた給付水準を示しており、継続的に給付水準の変化を示すためには同一の指標に基づくことが適当であると考えられたからであり、このような理由が現状においても当てはまるものであると考えられる。

三の4について

お尋ねについては把握していない。

三の5について

御指摘の答弁については、「夫のみ就労」世帯について述べたものではなく、当該世帯の総世帯に占める割合をお答えすることが困難であることから、これに関連するデータをお答えしたものである。

三の6について

お尋ねについては、夫婦の公的年金の加入状況に着目してみると、国民生活基礎調査によれば、夫が第二号被保険者である世帯のうち、その妻も第二号被保険者である世帯の割合は、平成十七年度が二十八・四パーセント、平成十八年度が二十八・〇パーセント、平成十九年度が三十一・八パーセントとなっている。

また、夫婦の雇用状況に着目してみると、労働力調査によれば、夫が非農林業に従事する雇用者(賃金等の収入を伴う仕事を月末一週間に一時間以上行った者に限る。以下同じ)である世帯のうち、その妻も非農林業に従事する雇用者である世帯の割合は、平成十八年平均で五十二・一・六パーセント、平成十九年平均で五十二・五パーセント、平成二十年平均で五十三・四パーセントとなっており、近年、増加している。

四について

厚生労働省としては、これまでも、年金受給者が現役時代にどのような働き方をしたかについて、抽出調査を実施してきているところであるが、お尋ねの割合については把握していない。

五について

お尋ねの割合については試算を行うためには、今後、約四十年にわたる個人の職歴について一定の前提を設定する必要があるが、個人の働き方について妥当性のある前提を設定することは

困難であることから、そのような試算は行っていない。

平成二十一年六月十八日提出  
質問 第五六〇号

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。また同月十七日、石川正一郎栃木県警本部長は、同県警を訪問した菅家さんに対し、「長い間、つらい思いをさせたことを心からおわび申し上げます」と述べ、謝罪をしている。右「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五〇四号)を踏まえ、再質問する。

一 栃木県警が当時菅家さんの逮捕に踏み切った経緯について、「前回答弁書」では「警察庁においては、栃木県警察から、御指摘の事件については、遺体発見現場等における鑑識活動、そこから得られた証拠品の鑑定、関係者からの事情聴取、地域住民からの聞き込み等の所要の捜査を行った上で、逮捕に至った」との報告を受けて

いる。」との答弁がなされている。今次、石川本部長が菅家さんに謝罪をしたことは、右の当時の栃木県警による鑑識活動、証拠品の鑑定等の所要の捜査を行った上での判断に誤りがあり、菅家さんの逮捕は誤認逮捕であったことを、同県警として正式に認めたものと理解して良いか。確認を求める。

二 本年六月十七日、石川本部長は、菅家さんに謝罪をした際、「捜査の問題点を検証していく」と述べたと承知するが、右の検証作業(以下、「検証」という)は、誰を責任者として、いつからいつまでを目処に、どのような方法によって行われるか、警察庁として把握しているか。

三 前回質問主意書で、菅家さんが釈放された六月四日、記者会見を開き、逮捕された当時の栃木県警による取り調べの様子について、「刑事たちの取り調べが厳しく、髪の毛を引っ張られたり、け飛ばされたりした。無理やり責められ、『白状しろ』『早くしゃべって楽になれ』と言われ、どうしようもなくなって自白してしまつた」と語っていたことにつき、当時、栃木県警の警察官により、菅家さんの取り調べに際して右の様なことが行われたというのは事実かと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘のような菅家氏に対する暴力行為等が行われたという事実は把握していない」旨の答弁がなされている。右の菅家さんに対する取り調べの実態がどのようなものであったかは、「検証」の対象に含まれるか。

四 菅家さんのDNA型が真犯人のものとされるDNA型と一致したとした当時の警察庁科学警察研究所の判断が妥当であったか否かは、「検証」の対象に含まれるか。

五 当時、菅家さんの取り調べを直接行った警察官は誰か、また右の警察官は現在も在職中であるか、警察庁として把握しているか。

六 当時、菅家さんのDNA型が真犯人のものとされるDNA型と一致したとの判断を下した科警研の担当者は誰か、また右の者は現在も在職中であるか、警察庁として把握しているか。

七 なぜ足利事件という冤罪事件が起き、一人の人間が人生の貴重な時間を奪われなければならなかったのか、その真相を解明し、同じ様な事件が再び起きることを防ぐには、五の警察官、六の科警研の担当者は誰かを明らかにし、五の警察官がなぜ取り調べに際して暴力行為を働いたのか、また周囲の警察官がなぜそれを見逃したのか、六の担当者がなぜDNA型鑑定の判断を誤ったのかを全て明らかにする必要がある

と考えるが、警察庁として、「検証」において右の点を明らかにするよう、栃木県警を指導監督する考えはあるか。

八 今次、石川本部長が菅家さんに面会し、「長い間、つらい思いをさせたことを心からおわび申し上げます」と直接謝罪したのは、過去に例のないことであり、それによって菅家さんが失った時間が戻ることはないにせよ、石川本部長の謝罪は、大変勇氣ある、意義深いもので

あったと史料する。しかし、足利事件の最終的な解決、更には同様の事件の再発防止を図るためには、在職中であるか否かにかかわらず、五の警察官及び六の担当者に、菅家さんへの謝罪等を含め、何らかの形で責任を取らせることが必須であると考え、警察庁の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第五六〇号  
平成二十一年六月二十六日  
内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問に対する答弁書

一 について  
栃木県警察によると、同県警察本部長は、真犯人とは思われない方が長期間にわたり刑に服されることとなったことについて、誠に遺憾であり、申し訳ないことと考えている旨の謝罪をしたものと聞いている。

二から四まで及び七について  
栃木県警察によると、同県警察本部刑事部長を長とし、今後の裁判所の審理の推移も踏まえつつ、本件捜査の問題点等について早急に検討

することであり、警察庁としても、同県警察における検討が適切になされるよう指導してまいりたいと考えている。

五及び六について  
お尋ねの警察職員の中には、既に退職した者も在職中の者もいるが、その氏名を明らかにすることは、今後の捜査活動一般に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控えたい。

八について  
お尋ねについては、本件捜査の問題点等について検討した上で、適切に対処してまいりたいと考えている。

提出者 鈴木 宗男  
関する再質問主意書  
一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。また同月十七日、石川正一郎栃木県警本部長は、同県警を訪問した菅家さんに対し、「長い間、つらい思いをさせたことを心からおわび申し

上げます」と述べ、謝罪をしている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五一〇号)を踏まえ、再質問する。

一 菅家さんが逮捕された当時、栃木県警が実施したMCT118のDNA鑑定技術は、別人で一致する可能性が千人に一人、二人と、現在の四兆七千億人に一人というものと比較すれば、その精度はかなり低いものであり、また報道によれば、そもそも殺害された女兒の下着に付着していた体液のDNA型は菅家さんのDNA型と一致していなかったことである。前回質問主意書で、警察庁として右を承知していたかと問うたところ、「前回答弁書」では「捜査段階において実施されたDNA型鑑定の結果、被害者の下着から採取されたDNA型と菅家氏のDNA型が一致し、起訴時、その出現頻度は血液型検査の結果も加味すると、千人中一人・二人であると計算されていたものと承知している。警察当局においては、当時、DNA型鑑定を含め、収集された証拠を総合的に評価し、菅家氏を起訴したものと承知している。」との答弁がなされている。右の警察当局による、菅家さんのDNA型鑑定を含む収集された証拠に対して当時下した総合的な評価は、結果として間違っていたと考えるが、警察庁として、右を認めるか。

のであり、同県警に対し十分なチェック機能を果たさなかつた検察庁の対応には重大な瑕疵があるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「最高検察庁においては、御指摘の『足利事件』に関し、今後の再審請求審等の審理も踏まえつつ、本件の捜査及び公判の問題点につき検証するものと承知している。」との答弁がなされている。右答弁は、検察庁、つまり政府として、足利事件という冤罪事件がなぜ起きたのか、その真相の解明を徹底的に行う決意を披瀝したものと理解して良いか。確認を求めらる。

三 二の答弁にある、足利事件に関する捜査及び公判の問題点についての検証作業(以下、「検証」という。)は、誰を責任者として、いつからいつまでを目処に、どのような方法によって行われるのか説明されたい。

四 菅家さんによると、栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、髪の毛を引つ張られる、け飛ばされる等の暴行を受けたとのことであるが、右は刑法に規定される暴行に該当するか、また菅家さんは、栃木県警に逮捕された後、同県警の警察官により、「白状しろ」「早くしゃべって楽になれ」と言われ、脅しの様な形で自白を強要されたとのことであるが、右は刑法に規定される脅迫に該当するかと、それぞれ前回答問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「具体的な事例における犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるので答弁は差し控えた

い。なお、政府としては、御指摘のような事実は把握していない。」との答弁がなされている。検察庁として、「検証」において右の様な事実があったか否かについて、更には右の点を把握せずに菅家さんの起訴に踏み切った同庁の責任について、徹底的な調査を行う考えはあるか。

五 前回答問主意書で、検察庁において、菅家さんを起訴した当時の担当責任者は誰か、その者は現在も在職中であるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの菅家氏を殺人罪等により起訴した検察官は、既に退職しているが、その氏名を明らかにすることは、今後の捜査活動一般に支障をもたらすおそれがあり、答弁を差し控えたい。」との答弁がなされている。既に退職しているにせよ、足利事件の真相究明及び同類の冤罪事件の再発防止を今後図る上で、当時の担当検察官の責任を明らかにし、在職中であるか否かに関わらず、菅家さんへの謝罪を含め、相当の責任を取らせることが必要不可欠であると考える。検察庁、ひいては政府として、右の既に退職した当時の担当検察官に対し、菅家さんを起訴したことについて、何らかの形で相当の責任を取らせる考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第五六一号  
平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて  
検察当局においては、御指摘の事件に関し、次長検事の指揮の下、再審請求審等の推移も踏まえつつ、捜査公判上の問題点を検討することとして承知している。

五について  
御指摘の「何らかの形で相当の責任を取らせる」の意義が必ずしも明らかではないが、一般論として、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)においては、職員について、同法第八十二条第一項の規定する事由が認められる場合には懲戒処分を行うことができるとされているところ、お尋ねの菅家氏を殺人等により起訴した検察官は、既に退職しているため、いずれにしても懲戒処分を行うことはできない。

平成二十一年六月十八日提出  
質問 第五六一号

外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する再質問主意書  
「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五〇六号)を踏まえ、再質問する。

一 外務省において、在外職員が在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用することを禁じる内規は存在しておらず、また同省において、在外職員が実際に在勤手当を本来の趣旨にそぐわない形で使用したとしても、それについて何らかの処分が下されることはない。前回答問主意書で、同省において、これまで同省職員が在勤手当をその趣旨にそぐわない形で使用し、処分を受けたという事例はあるか、あるのなら、過去十年間における件数並びに各事例の詳細な内容、下された処分の内容を全て明らかにされたかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において確認した範囲では、御指摘の期間において、御指摘のような事例は確認されなかつた。」との答弁がなされているが、右の同省による確認作業は、どこ部署により、誰の責任の下、どのような方法によって、いつ行われたのか、詳細に説明されたい。

二 過去十年に留まらず、これまで外務省において、同省職員が在勤手当をその趣旨にそぐわない形で使用し、処分を受けたという事例はないか質問する。

三 例えば外務省職員の一入であるステイルマン・清井美紀恵氏の著書「女ひとり家四軒持つ中毒記」に見られる様に、在勤手当という、我

が国の利益のために行われる外交活動に資するべき、しかも国民の税金を原資として支給されるものを、あたかも当然の権利であるかの様に捉える勘違いした外務省職員がいるなど、在勤手当が本来の趣旨に沿って使われていない実情を示している例がある。右を踏まえ、前回質問主意書で、外務省として、同省における在勤手当に対して、国民の理解は得られていると考えているかと問うたところ、「前回答弁書」では「在勤手当は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給される手当として、その額は、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して、適正に定められており、国民の理解は得られているものと考えている。」との答弁がなされている。外務省は「国民の理解は得られている」と言うが、その根拠は何か。例えば平成十七年度について言えば、同省在外職員に対して本給以外に平均約八百七万円もの手当が支給されているが、なぜか多額の手当が本給に加えて別途支給されているのか、またそれらが在外職員によりどの様に使われ、我が国の利益にどの様に寄与しているのか、国民は理解、納得しているのか。外務省の認識する根拠を明確に示されたい。右質問する。

内閣衆質一七一第五六二号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する再質問に対する答弁書

一 について

御指摘の作業は、外務省大臣官房において、関係書類の確認により、平成二十一年六月十日以降に行われた。

二 について

外務省において確認した範囲では、御指摘のような事例は確認されなかった。

三 について

在勤手当の額は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基づき、適正に定められており、国民の理解は得られているものと認識している。

平成二十一年六月十八日提出  
質問 第五六三号

在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第五〇七号)及び「前々回答弁書(内閣衆質一七一第四五二号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前々回答弁書」で「外務省としては、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料については把握していない」との答弁がなされていることにつき、前回質問主意書で、外務省、特に在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という。)として、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料を把握していない理由は何かと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年六月九日内閣衆質一七一第四四号)四及び六から九までについてでお答えしたとおり、お尋ねの『モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料』がそのまま住居手当の限度額を決定するための参考とならないと考えられる。」との答弁がなされている。モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料が、直接住居手当の限度額を決定するものとならないと言っても、右の不動産価格や賃借料を外務省が把握していないことにはならないと考える。直接決定する要因とはならずとも、外務省、特に「大使館」として、当然、モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料は客観的事実として知っておくべきであると考え、外務省、特に「大使館」として右を把握していない

理由は何か、再度質問する。

二 「前回答弁書」では「外務省としては、在勤手当の改定に際し、主要国に照会を行い、当該国の在勤手当制度の概要を把握しているが、これら当該国との関係もあり、内容につきお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、右答弁にある「主要国」とは具体的にどの国を指しているのか明らかにされたい。

三 二の答弁にある「照会」は、二の国に対し、外務省のどこの部署により、いつ、どのような方法をもってなされているのか説明されたい。

四 二の答弁には「当該国の在勤手当制度の概要を把握しているが、これら当該国との関係もあり、内容につきお答えすることは差し控えたい。」とあるが、右はなぜか。「主要国」における在勤手当制度につき、外務省が把握している内容を明らかにすることが、「主要国」との関係上、どのような問題を引き起こすのか説明されたい。

五 「主要国」にはどのような在勤手当制度があるのか、外務省が把握している概要につき、可能な範囲で明らかにされたい。

六 「前回答弁書」では「いずれにせよ、外務省としては、在外公館における住居手当の限度額を適切に決定している。」との答弁がなされている。一の答弁には、在外職員の住居が決める要件として、①自宅に客を招き会食する等外活動の拠点となること、②比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、

官 報 (号 外)

身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、③緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館長の公邸に直ちに駆けつけることができるところに位置していることの三点が挙げられているが、外務省として、住居手当の限度額は適切に決められていると言ふのなら、「大使館」職員が住居につき、右の①、②、③の要件がどの程度遵守されているのか、客観的事実に基づいて説明されたい。

七 「前回答弁書」では「住居手当の限度額の改定に際し、在外公館の長よりそれぞれの在外職員に契約家賃額等について毎年報告を受けている」との答弁がなされている。右の、在外公館長から外務本省への報告は、毎年いつ、何度なされているのか明らかにされたい。

八 七の答弁は、外務省として、同省在外職員個々人の住居の契約家賃を全て把握しているという事か。確認を求め。

九 外務省が住居手当に係る予算額を概算要求する際、七の報告はその裏づけとして活用されているか。右質問する。

内閣衆質一七一第五六三号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する第三回質問に対する答弁書

三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第五〇七号)一及び四から六までについてでお答えしたとおりである。

二から五までについて

お尋ねの照会は外務省大臣官房の指示により、毎年、在外公館を通じ、主要国政府に照会を行っているが、照会は公表を前提として行ったものではなく、具体的な国名及び照会の結果は、相手国との関係もありお答えすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの在外職員の住居が、自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること、比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たしているかについては、住居手当認定の申請があった際等に、在ロシア日本国大使館を

含め各在外公館において適切に判断しているものと認識している。

七から九までについて

お尋ねについては、毎年五月十五日現在の在外職員の住居の賃貸借契約等の実態について、在外公館の長より報告を受けており、この報告も踏まえて住居手当に係る概算要求を行っている。

平成二十一年六月十八日提出  
質問 第五 六 四 号

外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する再質問  
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する再質問主意書

二〇〇五年九月二十九日付の共同通信報道により、外務省が「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」との題の、同省職員が当方と接触する際にどの様に対応するか、そのマニュアル等について記した文書(以下、「対応マニュアル」という。)を作成していたことが明らかにされている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五〇一七号)を踏まえ、再質問する。なお、「対応マニュアル」の内容は前回質問主意書に全て掲載したので、当該質問主意書では省略する。

一 「対応マニュアル」に「当省と同議員との関係が、社会的、政治的に大きな問題として取り上げられた」とあることにつき、前回質問主意書で、当方と外務省の過去の関係に、社会的、政治的に見てどの様な問題があったのかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一一六号)二についてでお答えしたとおり、『過去に外務省と鈴木宗男衆議院議員との関係が社会的、政治的に大きな問題として取り上げられたことがある。』ということであり、これ以上に詳細にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。同省として、「対応マニュアル」という、特定の国会議員を忌避する取り決めを作成しておきながら、過去における当方と同省の関係にどの様な問題があったか、詳細な説明ができないというものは、同省の姿勢としてあまりに不誠実ではないのか。

二 「対応マニュアル」に「政と官の在り方を踏まえ、適切な関係を保つ。」とあることにつき、前回質問主意書で、外務省が考える政と官の適切な関係とはどの様なものであるかと問うたところ、「前回答弁書」では「個別具体的な状況を踏まえて検討する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。では、鈴木宗男衆議院議員と外務省という個別具体的な状況につき、その適切な関係とはどの様なものであるべきと認識しているのか、同省の見解を示されたい。

三 「対応マニュアル」に「強い意見表明」とあることにつき、前回質問主意書で、右は具体的にどの様なものを指しているかと問うたところ、「前回回答弁書」では「個別具体的な状況を踏まえて検討する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。

言うまでもなく「対応マニュアル」は、鈴木宗男衆議院議員に対する外務省の対応について取り決めたものである。鈴木宗男衆議院議員による「強い意見表明」とは、個別具体的にどの様なものを指しているのか、再度質問する。

四 二と三につき、一概に答えられないことを含む文書を外務省内におけるマニュアルとすると自体がそもそもおかしいと考えるが、同省の見解如何。

五 「対応マニュアル」に「先方との会食、陳情への立ち合い、先方と外国要人の会談への同席、通訳等、事務的な説明を超える接触は、原則行わない。」、「これら場合で、真に出席等がやむを得ないと考える場合には、官房総務課長の了承を得ることとする」とあることにつき、前回質問主意書で、休職中であるか否かを問わず、当方と会食、陳情への立ち合い、当方と外国要人の会談への同席、通訳を行った外務省職員はいるか、同省職員がやむを得ず当方と接触するとして、同省の官房総務課長の了承を得た事例はあるかと問うたところ、「前回回答弁書」では「記録が残されていないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。そも

も同省において「対応マニュアル」で右の規定を定めておきながら、それに関する記録を残していないのはなぜか。右質問する。

内閣衆質一七二第五六四号  
平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する再質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねの点については、先の答弁書(平成二十一年六月十二日内閣衆質一七二第五〇一号)一について等で累次にわたって誠実にお答えしてきているところである。  
二及び三について  
先の答弁書(平成二十一年六月十二日内閣衆質一七二第五〇一号)二及び三について述べたとおりである。  
四について  
御指摘の文書が想定する状況は多岐にわたり

様々であるため一概にお答えすることは困難ということであり、御指摘は当たらないと考えている。  
五について  
御指摘の文書に関する個々の対応については、記録に残す必要があるとは考えていない。

平成二十一年六月十八日提出  
質問 第五 六 五 号

麻生首相の本年二月以降の外遊費用等に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

麻生首相の本年二月以降の外遊費用等に関する質問主意書

政府は「参議院議員喜納昌吉君提出麻生首相の外遊に関する質問に対する答弁書」(内閣参質一七一第七三三号)において麻生首相の外国訪問に際し、訪問した国、目的及び各訪問に随行した政府関係者の延べ総人数について、「(一)平成二十年九月二十五日から同月二十七日まで米国、第六十三回国連総会出席、四十七名、(二)平成二十年十月二十三日から同月二十五日まで中国、アジア欧州会合(ASEM)第七回首脳会合出席、九十四名、(三)平成二十年十一月十三日から同月十六日まで米国、金融・世界経済に関する首脳会合出席、八十八名、(四)平成二十年十一月二十日から同月二十五日までベルギー、公式訪問及びアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席、九十五

名、(五)平成二十一年一月十一日から同月十二日まで韓国、日韓首脳会談、四十六名、(六)平成二十一年一月三十日から二月一日までスイス、ダボス会議出席、四十六名、(七)平成二十一年二月十八日ロシア、日露首脳会談、四十六名、(八)平成二十一年二月二十三日から同月二十五日まで米国、日米首脳会談、四十九名である」と記すとともに、要した経費について「複数の府省庁が必要経費を負担しており、項目別に算出するには膨大な作業が必要であり、また、すべての精算が終了していないため、確たる金額をお答えすることは困難であるが、現時点で示しできる範囲であえて試算したところを申し上げます、(一)約一億四千四百万円、(二)約八千万円、(三)約一億七千六百万円、(四)約二億二千二百万円、(五)約三千六百万円である」とし、(六)、(七)及び(八)への訪問に要した経費については、「大部分が未精算のため現時点でお答えすることは困難である」としている。

右に加え三月以降も、麻生首相は、同答弁書「八について」で示された英国、タイへの訪問に加えて、中国、ドイツ、チェコへも訪問を重ねていることを踏まえ、以下質問する。  
一 平成二十一年二月二十三日から同月二十五日までの米国訪問以降の麻生首相の外遊について、訪問国、期間、目的及び随行人数を時系列に沿って明らかにされたい。  
二 平成二十一年一月三十日から二月一日までのスイス訪問及び同訪問以降の麻生首相の外遊に

要した経費について、精算が終了したものに  
いては試算額、未精算のものについては可能な  
範囲で各訪問毎に明らかにされたい。また、各  
訪問における成果について政府の見解を示され  
たい。

三 本年七月にイタリアにおいて開催される予定  
の主要国首脳会議(G8サミット)への麻生首相  
出席に際し要する経費及び随行人員数について  
どのように見込んでいるか、政府の見解を示さ  
れたい。  
右質問する。

内閣衆質一七一第五六五号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員小宮山泰子君提出麻生首相の本年二  
月以降の外遊費用等に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小宮山泰子君提出麻生首相の本  
年二月以降の外遊費用等に関する質問に対  
する答弁書

一について

平成二十一年二月の米国訪問後の麻生内閣総  
理大臣の外国訪問に際し、期間、訪問した国、  
目的及び随行した政府関係者の人数について  
は、(一)平成二十一年三月三十一日から四月三

日まで英国、第二回金融・世界経済に関する首  
脳会合(ロンドン・サミット)、九十二名、(二)  
平成二十一年四月十日から同月十二日までタ  
イ、日中韓首脳会議等、八十六名、(三)平成二  
十一年四月二十九日から同月三十日まで中国、  
日中首脳会談、五十五名、(四)平成二十一年五  
月三日から同月六日までチェコ及びドイツ、日  
EU定期首脳協議等及び日独首脳会談、五十八  
名である。  
二について

平成二十一年一月三十日から二月一日までの  
スイス訪問以降の麻生内閣総理大臣の外国訪問  
に関する経費については、(一)平成二十一年一  
月三十日から二月一日までのスイス訪問、約一  
億千万円、(二)平成二十一年二月十八日のロシ  
ア訪問、約千九百万円、(三)平成二十一年二月  
二十三日から同月二十五日までの米国訪問、約  
九千二百万円である。なお、一についてでお答  
えした英国、タイ、中国並びにチェコ及びドイ  
ツへの訪問に要した経費については、大部分が  
未精算のため現時点でお答えすることは困難で  
ある。

また、各訪問における成果については、(一)  
スイス訪問において、麻生内閣総理大臣は、世  
界的な金融・経済危機の中、世界経済フォーラ  
ム年次総会(ダボス会議)に出席し、我が国とし  
て危機にいかに対処していくのか等について世  
界に発信することができ、(二)ロシア訪問にお

いて、麻生内閣総理大臣は、サハリンにおける  
LNGプラント稼働式典に出席し、メドヴェー  
ジェフ・ロシア大統領と日露首脳会談を行い、  
同会談では、平和条約交渉について、この問題  
を我々の世代で解決すること、これまでに達成  
された諸合意及び諸文書に基づいて作業を行う  
こと、メドヴェージェフ大統領が指示を出した  
「新たな、独創的で、型にはまらないアプロ  
チ」の下で共に作業を行っていくこと、北方領  
土の帰属の問題の最終的な解決につながるよう  
作業を加速すべく追加的な指示を出すことで一  
致したほか、極東・東シベリアにおける協力的  
について、官民一体となって具体的プロジェクト  
の形成に取り組むことで一致し、これらがロシ  
アとの間でアジア太平洋地域における戦略的な  
関係を構築する上で重要な一歩となり、(三)米  
国訪問において、麻生内閣総理大臣は、ホワイ  
トハウスを訪問する最初の外国首脳として、オ  
バマ米国大統領と会談を行い、日米同盟を一層  
強化していくことで一致するとともに、国際社  
会が直面する、金融・国際経済、アフガニスタ  
ン・パキスタン地域情勢、気候変動・エネル  
ギー等の課題に共に取り組んでいくことを確認  
し、(四)英国訪問において、麻生内閣総理大臣  
は、第二回金融・世界経済に関する首脳会合  
(ロンドン・サミット)に出席し、金融・経済危  
機への対応に関する我が国の考え方や貢献策に  
つき発信を行い、また、同会合において、現下

の危機を克服するために、各国が最大限の財  
政・金融上の措置をとること、金融監督及び規  
制の強化並びに国際的な金融機関の機能強化、  
保護主義への対抗等につき首脳間で合意するこ  
とができ、(五)タイ訪問において、麻生内閣総  
理大臣は、東南アジア諸国連合(ASEAN)に  
日中韓を加えたASEAN+3首脳会議及び東  
アジア首脳会議を含むASEAN関連首脳会議  
に出席する予定であったが、タイ政府の決定に  
より延期されたことを受け、この機会に日中首  
脳会談、日韓首脳会談及び日中韓首脳会議を開  
催し、北朝鮮によるミサイルの発射の問題を中  
心に議論を行い、東アジア地域の平和と安全を  
守るために国際連合安全保障理事会において北  
朝鮮に対して早期にそして最大限に強いメッ  
セージを発出できるよう、それぞれの国際連合  
代表部に対して作業の加速を指示することで一  
致し、(六)中国訪問において、麻生内閣総理大  
臣は、胡錦濤国家主席及び温家宝國務院総理と  
会談を行い、戦略的互恵関係を具体化する観点  
から、特に、経済・ビジネス、環境、気候変  
動・エネルギー、国民交流等の各分野で協力を  
推進していくことで一致し、また、新型インフ  
ルエンザ問題への対応に当たっての協力を確認  
し、北朝鮮問題では、六者会合の再開に向けて  
引き続き緊密に協力していくことを確認し、  
(七)チェコ及びドイツ訪問において、麻生内閣  
総理大臣は、チェコ、EU及びドイツの首脳と

の間で、世界経済、気候変動、新型インフルエンザへの対応等における協力の重要性を確認したほか、東アジア、アフガニスタン・パキスタン等の地域情勢に関して有意義な意見交換を実施し、また、ドイツでは、「グローバルな課題を克服する日欧のパートナーシップ」と題するスピーチを行い、金融・経済危機、気候変動、テロとの闘い、核軍縮・不拡散などの課題の克服、また効果的な国際社会の運営につき連携強化を呼び掛けた。

三について  
本年七月にイタリアにおいて開催される予定の主要国首脳会議(ラクイラ・サミット)については、具体的な会議日程や議題等の詳細が確定していない現時点において所要経費及び随行する政府関係者の人数の見込みをお答えすることは困難である。

一、去る六月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小宮山泰子君提出日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出農地法改正に伴う農地賃貸借の緩和に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員岩國哲人君提出金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員岩國哲人君提出国連憲章の旧敵国条

項(第五十三条、第七七条)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出日本国号に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人事交流に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣を名指して非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとされた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改正に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問に対する答弁書

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五六六号

日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問主意書

ミャンマー(ビルマ)の民主化運動指導者アウン・サン・スー・チーさんは、本年五月上旬、米国人男性を自宅に入れたことが国家防衛法違反に当たるとして同月十四日起訴された。

一九九一年にノーベル平和賞を受賞したアウン・サン・スー・チーさんの自宅軟禁は、一九八九年七月から今日まで三度、通算十三年間以上にわたって継続している。

軟禁の期限が五月末に迫っていた中、今回の起訴により有罪となれば最長五年の禁固刑に処される可能性があると考えられる。ミャンマー(ビルマ)の軍事政権は五月二十六日、アウン・サン・スー・チーさんの自宅軟禁を解除したと伝えられている

が、インセイン刑務所内での勾留が続いている。

六月十九日、六十四歳の誕生日を迎えたアウン・サン・スー・チーさんへメッセージを送る運動がミャンマー(ビルマ)の民主化運動を支援するNGO団体等によって世界各国で展開されており、多くのメッセージが寄せられている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 現在のミャンマー(ビルマ)における軍事政権とアウン・サン・スー・チーさんを始めとする民主化運動勢力間の対峙状況について日本政府の認識を示されたい。また、一時軍事政権と民主化運動勢力との間で対話再開の動きが見られていた時期から今日までのミャンマー(ビルマ)の民主化に向けた内外情勢の変化に対しての評価を示されたい。

二 アウン・サン・スー・チーさんの解放とミャンマー(ビルマ)の民主化進展は多くの日本国民も願っているところだが、日本政府としての認識を明らかにするとともに、今後の取り組みについて示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第五六六号  
平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員小宮山泰子君提出日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小宮山泰子君提出日本政府の対  
ミャンマー（ビルマ）政策に関する質問に対  
する答弁書

一及び二について

政府としては、ミャンマー連邦（以下「ミヤ  
ンマー」という。）政府が、すべての関係者が参加  
する形で民主化プロセスを進めることが重要で  
あり、そのためには、ミャンマー政府とアウ  
ン・サン・スー・チー女史を含む国民民主連盟  
との対話が重要であると認識している。しか  
し、両者の対話は、現在具体的な進展を見せて  
おらず、政府としては、ミャンマー政府が国際  
社会の声に耳を傾け、すべての関係者が参加す  
る形で、民主化に向け積極的に取り組むよう、  
引き続き働きかけていく考えである。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五六七号

農地法改正に伴う農地賃貸借の緩和に関する  
質問主意書

提出者 岩國 哲人

農地法改正に伴う農地賃貸借の緩和に関す  
る質問主意書

本月十七日、農地を貸借する際の規制を大幅に  
緩和する改正農地法が成立し、本改正によって、  
同法の目的が、所有者保護から農地の有効利用に  
転換され、借地期間の制限を二十年から五十年に

延長するなどして企業の参入が促されることと  
なった。

改正法では昭和二十七年の制定以降、戦前の地  
主制度が復活しないように明記してきた。耕作者  
による農地の所有が最も適当との文言が初めて  
削除され、企業が貸借可能な農地を、市町村が指  
定した放棄地などに限定する現行規制が撤廃さ  
れ、優良農地も企業が利用できることとされた。

一 企業型農業によると、市場競争により必然的  
に採算が合わない農地での生産は放棄される事  
態が生じうる。

右のような市場原理による弊害を防止・是正  
するための措置について、本改正の他に、政府  
として具体的に検討している事項はあるか。

二 「耕作放棄地の増大に歯止めをかけ、国内農  
業の活性化」のために、耕作放棄の可能性の高  
い農地などにおいて、国または地方公共団体が  
賃貸者となり管理することを前向きに検討すべ  
きと考えるが、政府の見解如何。

三 研究者によると、近時の農地転用の収入が農  
業生産額の八割にも達するとの指摘もあるが、  
本改正では、最大一億円の罰金を科すなど農地  
の違反転用の厳罰化もなされている。

思うに、罰則は、抑止の意味はあるものの、  
あくまで事後的措置である。

この点、一九七〇年代にニューヨーク州で考  
案された、農地転用によって見込まれる収入に  
相当する金額を補償する「Purchase of agricul-  
tural conservation easement（開発権の購入）」

といったシステムによって、転用収入を主たる  
目的とする農地転用への誘因を事前に減じるこ  
とも有効と考えるが、このようなシステムに関  
する政府の見解如何。

び中途の契約終了時における違約金の支払等に  
ついて当該契約において明記することを農業委  
員会等が指導すべき旨を周知することとしてい  
る。

右質問する。

内閣衆質一七二第五六七号

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出農地法改正に伴う農  
地賃貸借の緩和に関する質問に対し、別紙答弁  
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出農地法改正に伴  
う農地賃貸借の緩和に関する質問に対する

答弁書

一について

耕作放棄は必ずしも企業によってのみ行われ  
るものではないが、農業生産法人以外の法人等  
による耕作放棄を防止・是正するための措置と  
して、農地法等の一部を改正する法律（平成二  
十一年法律第五十七号）による改正後の農地法  
（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づくも  
の以外に、同法第三条第三項の規定に基づき農  
業生産法人以外の法人等が農地の使用貸借によ  
る権利又は賃借権を取得するため農業委員会等  
の許可を受ける場合に、賃借契約終了時の原状  
回復、原状回復がなされないときの損害賠償及

二について

御指摘の「国または地方公共団体が賃貸者とな  
り管理する」の意味が必ずしも明らかではな  
いが、耕作放棄の可能性が高い等の理由で国や  
地方公共団体が農地の権利を取得して管理を行  
うことについては、国又は地方公共団体が民間  
の主体と競合して経済活動を行うこととなるた  
め、慎重な検討が必要であると考えている。

他方、既に、都道府県が基本財産の抛出者とな  
っている一般財団法人でその抛出した基本財  
産の額が基本財産の総額の過半を占めるもの等  
が、農地保有合理化法人として、農業経営の規  
模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理  
化を促進するため、離農や経営縮小をする農家  
等からの農地の買入れ又は借入れを行い、その  
農地の担い手に対する売渡し又は貸付け等を行  
う農地保有合理化事業の仕組みがある。また、  
農地保有合理化法人に対して、農地の貸付け等  
の相手方が確保されるまでの間、その農地を管  
理することを支援するための予算措置を講じる  
など、農地保有合理化事業の推進を図っている  
ところである。

三について

御指摘の「開発権の購入」という仕組みは、農  
地を転用する権利を行政機関が農地所有者から

購入することにより、農地転用によって見込まれる収入に相当する額を補償し、農地転用を恒久的に防止しようとするものであると思われるが、このような仕組みは、権利を購入する主体、対象とする農地の範囲、権利の購入額の設定方法、権利の購入に必要な財源の確保等に関する課題があると考えられることから、慎重な検討が必要であると考えている。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五六八号

金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問主意書  
昨年十一月二十六日提出の質問主意書第二八七号において、下記一ないし三の質問に対する答弁を求めた。

「一 ヘッジファンド規制の必要性につき、リーマン・ブラザーズの破綻を契機とした「百年に一度」の世界的金融危機を迎えた現在においても、直接規制よりもモニタリング強化が望ましい」との認識に変化はないか。

この点、欧州では英国、フランスが主導する形で、国際通貨基金(IMF)の役割の見直しや、金融機関とヘッジファンドに対

する国際的な規制の整備をめぐる議論が進んでいるが、日本政府の見解はどうか。

二 質問一に関連して、規制の必要性に関して調査を行った実績があるか。実績があれば、その結果をお示し願いたい。

三 直接規制を行う場合でも、資本が外国から日本かなど、差異を設けることは可能と考えるが、政府の見解如何。

これに対し、「政府としては、ヘッジファンドに対する規制や監督の在り方をめぐるこうした国際的な議論に積極的に参画するとともに、これを踏まえ、適切に対応していく必要があると考えている。」旨の答弁書を受領した。

この点、今月十六日、米国政府は、複雑な金融商品から消費者を保護することを目的として「消費者金融保護庁」を創設するほか、米国連邦準備制度理事会(FRB)に大手金融機関の監督を一元的に任せるなど、金融規制改革の大枠を発表し、これまで監督の対象外だったヘッジファンドなどにも規制対象を拡大し、金融機関の財務の健全性を確保するための自己資本の量や質の引き上げや、証券化商品の無秩序な発行を抑えるために、金融機関などに発行額の信用リスクのうち5%の保持を義務付けることとしている。

一方、EUにおいては、欧州委員会が、EU域内で活動するヘッジファンドに対し、登録とレバレッジ情報の開示を義務付ける規制を提案しており、プライベート・エクイティ(未公開株式)の透明性強化を促す規定も盛り込まれている。

これに関連して、以下質問する。

一 右のような世界的流れを受け、モニタリングよりも直接規制を強化すべきとの要請はさらに高まっていると考えるが、政府の見解如何。

二 米国においては、一九三三年、世界大恐慌の反省から、預金者保護や銀行経営の健全性確保を目的として銀行と証券の分離条項を含むグラス・ステイティガル法が制定されたが、一九九九年のグラム・リーチ・ブライリー法によって、当該条項は廃止された。

この「銀証分離」規定の撤廃は、昨年来の金融危機の一因ともされる。

日本においては、本年六月一日施行の、金融商品取引法改正では、「銀証」の一定の分離を定めるファイアーウォール規制が見直されたが、米国における「銀証分離」規定の撤廃と昨年来の金融危機の因果関係について、政府の見解如何。

三 右改正では、課徴金制度の強化もなされている。

また、個人を相手とする取引に関しては、消費者庁設立によって、行政により消費者保護が徹底されることとなる。

もっとも、規制が行政権を主体とする事前規制に過度に集中することは、行政国家現象が進出し、行政権の肥大化を招来することとなり妥当でない。

この点、日本においては「二割司法」との指摘もなされるように、司法権による事後規制・権

利救済をめぐる環境が米国等に比して不十分であると考えられるが、行政権による規制の見直しと併せて、司法権による救済を充実させるための方策について具体的に検討された実績・予定はあるか。  
右質問する。

内閣衆質一七一第五六八号  
平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問に対する答弁書

一 について  
ヘッジファンドに対する規制や監督の在り方に関しては、本年四月二日にロンドンで開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、金融システムにおいて重要なすべての金融機関、商品及び市場について規制及び監督を拡大すること等が合意され、首脳宣言に盛り込まれており、諸外国においても議論が行われているところである。

我が国においては、ヘッジファンドに特化した規制は設けられていないが、利用者保護を図

る観点から、既に、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)上、原則として、ファンドの販売・勧誘、運用を行う業者については登録制の対象とするともに、一人以上の適格機関投資家及び四十九人以下の一般投資家を相手方とする等の要件を満たす場合には届出制の対象とする等、一定の規制及び監督の枠組みが整備されている。

政府としては、ヘッジファンドに対する規制や監督の在り方をめぐる国際的な議論に引き続き積極的に参画するとともに、各国における規制の動向等を見極めつつ、国際的な連携の下、適切に対応していく必要があると考えている。

二について  
米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機については、その背景には複合的な要因があるとされている。

金融の安定に責任を有する関係当局等による国際的な議論の場である金融安定化フォーラムにおいては、一般的な世界的な金融危機の要因として、金融システムにおける与信及びレバレッジの急激な増大、米国サブプライムローンにおける安易な融資、金融機関におけるリスク管理の不備等が挙げられているものと承知している。

三について  
政府としては、「司法制度改革推進計画(平成十四年三月十九日閣議決定)に基づき、社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する

中で、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進め、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくためには、司法の機能を充実強化することが不可欠であると法の認識に立ち、一連の司法制度改革を推進してきたところであり、今後、必要な措置を講じてまいりたい。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五六九号

国連憲章の旧敵国条項(第五十三条、第七百七条)に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

国連憲章の旧敵国条項(第五十三条、第七百七条)に関する質問主意書

国連憲章第五十三条、第七百七条(以下、旧敵国条項)は、旧敵国の全てが国際連合に加盟して半世紀が経過した現在、一般的には、事実上死文化した条項と認識されているとされる。

日本はドイツとともに、一九九五年の国連総会において、旧敵国条項を憲章から削除する決議案を提出し、賛成多数によつて採択された。もつとも、実際に削除されるためには、憲章の改正手続が必要であり、憲章は国際条約に該当するため各国における批准を要する。  
批准は、署名の後に、各国の国会あるいは議会の承認を得る等の所定の国内手続により条約に同

意することの確認を行い、批准書が作成される。署名した条約を国家が批准するかどうかは、信義上の問題は別として、法的には各国の自由である。

国連総会特別首脳会合で二〇〇五年九月十六日採択された「成果文書」においては、第二次世界大戦の敗戦国である日本などが現在も国連憲章で「敵国」と規定されている旧敵国条項について「敵国」への言及の削除を決議する」と明記された。

成果文書の英文において使用された「resolute」は、総会の機関決定を意味する「decide」と異なり、削除を望む国が現行の国連憲章を改正する決議案を総会に提出し、国連加盟国の三分の二(二二八カ国)以上の支持を得て採択、批准されて初めて削除が実現する。

当時、安全保障理事会の常任理事国入りを目指す日本政府は、安保理改革と併せて憲章改正を必要とする旧敵国条項の削除を求める方針であったが、安保理改革と切り離れた形での削除を求めない背景としては、旧敵国条項が一九九五年の総会決議で「時代遅れ」と明記され、事実上死文化していることに加え「単独で削除を求めた途端、日本は常任理事国入りをあきらめたと言われる」(佐藤行雄・元国連大使)との考えを持つているとの報道もなされた。

こうした状況のもと、一九九五年から十四年を経た今日において、同採択を批准した国は効力発生の必要な数には及ばず、旧敵国条項は依然として削除されていない。

これに関連して以下質問する。  
一 二〇〇一年七月発行の外務省パンフレット「日本と国連」によると、日本・ドイツ・イタリアは共に旧敵国条項削除の協議を行っている旨の記載がある。

さらに、二〇〇六年四月六日の参議院外交防衛委員会において、麻生外相(当時)は、「敵国条項につきましては、一九九五年、今から約十一年前になりますけれども、そのときのいわゆる国連の総会で死文化、死んだ文章、既に死文化しているとの認識を示す決議案というものが圧倒的多数の賛成で既に可決をされておりますんで、死文化したというのはもう現実でありません。

ただ、昨年の九月のあの国連、あれは首脳会合だったと記憶しますが、成果文書におきましても、この条項において敵国への言及を削除するとの決意というものがなされております。ただ、今おっしゃいますように、これを正式な文章から削除するためには加盟国の三分の二の批准というものが必要とされておりまして、これは安保理改革を含む話とちよほど関連をすることはありますので、敵国条項の削除については今後とも求めていくのは当然のこととして、今現実問題として死文化されておるといところまで、日本、ドイツ、いろいろ努力をした結果というものは既に十一年前にでき上がっておるところではございます。」と答弁されている。

この点、右答弁以降、旧敵国とされる国々と協議等を行った実績はあるか。

二 署名した憲章を各国が批准するか否かは、各国の議会に決定権限がある以上、あくまでも任意の協力を求めるという形ではあるが、憲章に署名はしたものの批准をしていない国々に対し、働きかけをしているか。

三 本年六月現在においても、政府は国連安全保障理事会改革と併せる形で旧敵国条項の削除を求めてゆく方針であるか。

内閣衆質一七一第五六九号  
平成二十一年六月三十日

・内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出国連憲章の旧敵国条項(第五十三条、第七七条)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出国連憲章の旧敵国条項(第五十三条、第七七条)に関する質問に対する答弁書

一 について

国際連合に関する諸問題について、関係国とは随時協議してきている。

二 について

お尋ねの「憲章に署名はしたものの批准をしていない国々」の趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難である。

三 について

我が国としては、平成十七年九月の国際連合首脳会合成果文書において、国際連合憲章第五十三条、第七七条及び第七七条における「敵国」への言及を削除することを決意する旨記述されたことも踏まえ、国際連合安全保障理事会改革を含む国際連合改革の動向など、国際連合憲章の改正を必要とし得る他の事情も勘案しつつ、適当な機会をとらえ、国際連合憲章第五十三条、第七七条及び第七七条における「敵国」への言及の削除を求めていく考えである。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五七〇号

日本国号に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

日本国号に関する質問主意書

昭和九年に文部省臨時国語調査会において、「日本の読み方は「にっぽん」に統一され、例外的に東京の日本橋と「日本書紀」だけは「にほん」と読むことになった。その際、外交文書における国号の英文表記が「Japan」から「Nippon」に変更された。これについては、外交用語であるフランス語をはじめとするラテン諸語はHの音が発音されないことも考慮されたとする見解や、満洲事変の勃発とともに、「保守回帰」が起こり、穏やかな語感の「にほん」よりも音韻的に力強い「にっぽん」を選んだという経緯があったとする見解もある。

この文部省臨時国語調査会の決定を受け、帝国議会でも審議された。

戦争中の昭和十六年には、帝国議会で、当時の国号「大日本帝国」の発音を「だいにっぽんていこく」と定める検討がなされたが、保留のまま法律制定には至らなかった。

戦後、昭和二十一年、帝国憲法改正特別委員会において、「日本」と「日本国憲法」の正式な読み方について質疑がなされ、金森徳治郎憲法担当大臣(当時)は、「決まっていない」と答弁した。

その後、昭和四十五年七月、佐藤栄作内閣は、「日本の読み方について、「にほん」でも間違いではないが、政府は「にっぽん」を使う」と、「にっぽん」で統一する旨の閣議決定を行ったが、法制化にまでは至らなかった。

これに関連して、以下質問する。

一 右の閣議決定は現在でも維持されているか。  
二 他国で、国号の現地発音が複数使用されている国の存在を認識しているか。

三 今後、「日本」の読み方を統一する意向はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第五七〇号  
平成二十一年六月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿  
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員岩國哲人君提出日本国号に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出日本国号に関する質問に対する答弁書

一 について

「日本」の読み方については、御指摘のような閣議決定は行っていない。

二 について

お尋ねについては、承知していない。

三 について

「にっぽん」又は「にほん」という読み方については、いずれも広く通用しており、どちらか一方に統一する必要はないと考えている。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五七一号

裁判官と検察官の人事交流に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

裁判官と検察官の人事交流に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五〇五号)を踏まえ、再質問する。

一 司法を構成する裁判所の裁判官と、行政を構成する検察庁の検察官によるいわゆる判検交流(以下、「判検交流」という。)という制度につき、前回答問主意書で、その目的、意義、開始経緯等、「判検交流」の詳細について問うたところ、「前回答弁書」では「裁判官の職にあった者

からの検察官への任命及び検察官の職にあつた者からの裁判官への任命を始めとする法曹間の人材の相互交流は、国民の期待と信頼にこたえ得る多様で豊かな知識、経験等を備えた法曹を育成、確保するため、意義あるものと考えている。なお、このような法曹間の人材の相互交流が開始された経緯は、資料等が存在せず不明である。」との答弁がなされているが、「判検交流」の開始経緯についての資料がないのはなぜか。

二 「前回答弁書」には「平成二十一年に、裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者は五十六人、検察官の職にあつた者から裁判官に任命された者は五十五人である。」との答弁がなされているが、右の裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者は、どれくらいの期間にわたり、その職を全うするか。

三 二の者は、それぞれどの役職にあつた者がどの役職に就いているのか、全て詳細に説明されたい。

四 二の者のうち、再び元の裁判官、検察官の職に戻つた者もしくは戻る予定の者はいるか。

五 前回質問主意書で、「判検交流」により、司法と行政という、本来厳正に一線を画すべき立場にある者が、様々な情報を共有し、交流することとは、裁く者と訴える者の一体化を生み、裁かれる者にとって不利な状況が生まれかねないのではないか」と問うたところ、「前回答弁書」では「法曹は、裁判官、検察官、弁護士いずれの

立場に置かれても、その立場に応じて職責を全うするところに特色があり、一元的な法曹養成制度や弁護士の職にあつた者からの裁判官及び検察官への任命等もこのことを前提にしている。したがって、法曹間の人材の相互交流により、裁判の公正、中立性が害され、『裁かれる者にとって不利な状況』が生まれるといった弊害が生じるとは考えていない。」との答弁がなされている。右答弁には「弁護士の職にあつた者からの裁判官及び検察官への任命」とあるが、「判検交流」同様に、弁護士に任命された者が裁判官、検察官に任命されるという制度はあるか。

六 五で、あるのなら、それらの者のうち、再び元の弁護士の職に戻つた者はいるか。

七 五の答弁には「法曹間の人材の相互交流により、裁判の公正、中立性が害され、『裁かれる者にとって不利な状況』が生まれるといった弊害が生じるとは考えていない。」とあるが、裁く側、訴える側、訴えられる側の三者が公平に交流をするのならまだしも、裁く側、訴える側の二者のみが「判検交流」という政府の制度による交流を深めることは、弁護士側は入手し得ない情報や人間関係が、裁判官と検察官の間のみ共有されることにつながり、司法の公平、公正を失うものではないのか。政府の見解を再度問う。

右質問する。

内閣衆質一七一第五七一号  
平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人事交流に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出裁判官と検察官の人事交流に関する再質問に対する答弁書

一について

裁判官の職にあつた者からの検察官への任命及び検察官の職にあつた者からの裁判官への任命を始めとする法曹間の人材の相互交流は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)等に基づき、相当以前から行われていたものと推察され、その開始された経緯についての資料等は、前回答弁書(平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第五〇五号。以下「前回答弁書」という。)一について述べたとおり、存在しない。

二から四までについて

平成二十一年に裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者について、検察官に任命される直前の職及び任命時に就いた職は、それぞれ次のとおりである。同年に裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者の中で、平成二十一年六月二十四日現在、再び裁判官に任命された者はいない。

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| 東京地方裁判所判事 法務省大臣官房参事官                     | 東京地方裁判所判事 法務省大臣官房参事官           |
| 東京地方裁判所判事 法務省大臣官房課長                      | 東京地方裁判所判事 法務省大臣官房課長            |
| 東京地方裁判所判事 法務省大臣官房課付                      | 岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事 法務省大臣官房部付 |
| 東京地方裁判所判事 法務省民事局参事官                      | 東京地方裁判所判事 法務省民事局参事官            |
| 東京地方裁判所判事 法務省民事局局付                       | 静岡地方裁判所判事 法務省民事局局付             |
| 静岡地方裁判所判事 法務省民事局局付                       | 静岡地方裁判所判事 法務省民事局局付             |
| 判所沼津支部判事補 法務省民事局局付                       | 判所沼津支部判事補 法務省民事局局付             |
| 徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事 法務省民事局局付            | 徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事 法務省民事局局付  |
| 補 法務省民事局局付                               | 補 法務省民事局局付                     |
| 東京地方裁判所判事補 法務省民事局局付                      | 東京地方裁判所判事補 法務省民事局局付            |
| 仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事 法務省民事局局付            | 仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事 法務省民事局局付  |
| 補 法務省民事局局付                               | 補 法務省民事局局付                     |
| 大阪地方裁判所判事補 法務省民事局局付                      | 大阪地方裁判所判事補 法務省民事局局付            |
| 東京地方裁判所判事補 法務省民事局局付                      | 東京地方裁判所判事補 法務省民事局局付            |
| 大阪地方裁判所判事補 法務省民事局局付                      | 大阪地方裁判所判事補 法務省民事局局付            |
| 神戸地方裁判所判事補 法務省民事局局付                      | 神戸地方裁判所判事補 法務省民事局局付            |
| 判所明石支部判事補 法務省民事局局付                       | 判所明石支部判事補 法務省民事局局付             |
| 広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事 法務省民事局局付            | 広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事 法務省民事局局付  |
| 補 法務省民事局局付                               | 補 法務省民事局局付                     |
| 東京地方裁判所八王子支部判事補兼東京家庭裁判所八王子支部判事補 法務省民事局局付 | 東京地方裁判所八王子支部判事補 法務省民事局局付       |
| 奈良地方裁判所葛城支部判事補兼奈良家庭裁判所葛城支部判事補 法務省民事局局付   | 奈良地方裁判所葛城支部判事補 法務省民事局局付        |
| 大阪地方裁判所判事補 法務省民事局局付                      | 大阪地方裁判所判事補 法務省民事局局付            |
| 付  | 付                              |
| 東京地方裁判所判事 東京法務局部付                        | 東京地方裁判所判事 東京法務局部付              |
| 東京地方裁判所判事 東京法務局部付                        | 東京地方裁判所判事 東京法務局部付              |

宮崎家庭裁判所延岡支部判事補兼宮崎地方裁判所延岡支部判事補 東京法務局部付  
 新潟地方裁判所判事補 東京法務局部付  
 名古屋地方裁判所判事補 東京法務局部付  
 福岡地方裁判所判事補 東京法務局部付  
 大阪地方裁判所判事補 東京法務局部付  
 大阪高等裁判所判事補 大阪法務局部長  
 京都地方裁判所判事補 大阪法務局部付  
 札幌地方裁判所判事補 大阪法務局部付  
 名古屋地方裁判所判事補 大阪法務局部付  
 岐阜地方裁判所判事補 大阪法務局部付  
 福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補 名古屋法務局部付  
 東京地方裁判所判事補 広島法務局部付  
 千葉家庭裁判所判事兼千葉地方裁判所判事 福岡法務局部長  
 名古屋地方裁判所判事補 福岡法務局部付  
 徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事補 札幌法務局部付  
 大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事補 高松法務局部長  
 大阪地方裁判所判事補 高松法務局部付  
 金沢家庭裁判所判事補兼金沢地方裁判所判事補 東京地方検察庁検事  
 福島地方裁判所郡山支部判事補兼福島家庭裁判所郡山支部判事補 東京地方検察庁検事  
 東京地方裁判所判事補 東京地方検察庁検事  
 東京地方裁判所判事補 東京地方検察庁検事  
 東京家庭裁判所判事補 内閣官房副長官補付  
 東京地方裁判所判事 内閣法制局参事官

東京高等裁判所判事 内閣官房室長  
 岐阜家庭裁判所多治見支部判事補兼岐阜地方裁判所多治見支部判事補 公正取引委員会審判官  
 東京地方裁判所判事補 金融庁課長補佐  
 東京地方裁判所判事補 金融庁課長補佐  
 東京地方裁判所判事補 金融庁証券取引等監視委員会課長補佐  
 東京家庭裁判所判事補 総務省課長補佐  
 東京地方裁判所判事補 総務省主査  
 東京地方裁判所判事 公害等調整委員会審査官  
 東京地方裁判所判事補 外務省事務官  
 東京地方裁判所判事補 財務省課長補佐  
 東京地方裁判所判事 国税不服審判所所長  
 東京地方裁判所判事補 経済産業省課長補佐  
 東京家庭裁判所判事補 経済産業省係長  
 また、平成二十一年に検察官の職にあつた者から裁判官に任命された者について、裁判官に任命される直前に就いていた職及び任命時の職は、それぞれ次のとおりである。同年に検察官の職にあつた者から裁判官に任命された者の中で、平成二十一年六月二十四日現在、再び検察官に任命された者はいない。  
 法務省大臣官房参事官 東京高等裁判所判事  
 法務省大臣官房課長 東京高等裁判所判事  
 法務省大臣官房管理官付 大阪地方裁判所判事  
 法務省大臣官房部長 東京高等裁判所判事

法務省大臣官房参事官 東京高等裁判所判事  
 法務省民事局局付 東京地方裁判所判事  
 法務省民事局局付 東京家庭裁判所判事  
 法務省刑事局局付 東京地方裁判所判事  
 法務省刑事局局付 大阪地方裁判所判事  
 大阪家庭裁判所判事補 千葉地方裁判所判事  
 法務省人権擁護局局付 千葉地方裁判所判事  
 補兼千葉家庭裁判所判事補  
 東京法務局局付 東京高等裁判所判事  
 東京法務局局付 大阪地方裁判所判事  
 東京法務局局付 千葉家庭裁判所判事補兼千葉地方裁判所判事補  
 東京法務局局付 東京地方裁判所判事補  
 東京法務局局付 横浜地方裁判所判事補  
 東京法務局局付 静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補  
 東京法務局局付 東京家庭裁判所判事補  
 大阪法務局部長 大阪高等裁判所判事  
 大阪法務局局付 京都地方裁判所判事補  
 大阪法務局局付 大阪地方裁判所判事補  
 大阪法務局局付 大阪地方裁判所判事補  
 大阪法務局局付 大阪家庭裁判所判事補  
 名古屋法務局部付 大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補

広島法務局部付 神戸家庭裁判所判事補  
 福岡法務局局長 大阪高等裁判所判事  
 福岡法務局局長 鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事  
 福岡法務局部付 福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補  
 高松法務局部長 大阪高等裁判所判事  
 高松法務局部付 神戸地方裁判所判事補  
 東京地方検察庁検事 東京地方裁判所判事補  
 東京地方検察庁検事 東京地方裁判所判事補  
 東京地方検察庁検事 横浜地方裁判所判事補  
 東京地方検察庁検事 東京地方裁判所判事補  
 東京地方検察庁検事 東京地方裁判所判事補  
 内閣官房副長官補付 東京地方裁判所判事補  
 内閣法制局参事官 東京高等裁判所判事  
 内閣官房室長 東京高等裁判所判事  
 公正取引委員会審判官 鹿児島家庭裁判所判事補兼鹿児島地方裁判所判事補  
 金融庁課長補佐 東京地方裁判所判事補  
 金融庁証券取引等監視委員会課長補佐 東京地方裁判所判事補  
 総務省課長補佐 京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補  
 総務省課長補佐 東京地方裁判所判事補  
 公害等調整委員会審査官 東京地方裁判所判事  
 外務省事務官 東京地方裁判所判事補  
 財務省課長補佐 東京地方裁判所判事補  
 国税不服審判所所長 東京高等裁判所判事

経済産業省課長補佐 東京地方裁判所判事補  
経済産業省係長 東京地方裁判所判事補

なお、二でお尋ねの「その職を全うする」及び四でお尋ねの「戻る予定」の意義が必ずしも明らかではないが、平成二十年に裁判官の職にあつた者から検察官に任命された者及び同年に検察官の職にあつた者から裁判官に任命された者が今後検察官又は裁判官の職にある期間等は、任期を定めて任命されているものではなく、お答えすることは困難である。

五及び六について  
弁護士の職にあつた者からの裁判官及び検察官への任命は、裁判所法、検察庁法等に基づき行われる。

弁護士の職にあつた者から裁判官又は検察官に任命された者のうちで離職した者が離職後に弁護士登録をしたか否かについては、承知していない。  
七について  
前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五七二号

内閣総理大臣を名指して非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣総理大臣を名指して非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問主意書  
本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「個人的には三・五島でもいいと考えている」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもつて、同問題の最終的解決を目指すべきとの発言(以下、「谷内発言」という。)をしたと報じた記事が掲載されている。本年五月十一日付の産経新聞八面に、「谷内発言」を受け、日ロ関係の有識者や元島民らが代表者、賛同人として名を連ねた、「緊急アピール 対露領土交渉の基本的立場を崩してはならない」と題する意見広告(以下、「意見広告」という。)が掲載されている。「意見広告」では「日本政府の首脳が、初めて四島返還という対露外交の基軸を否定するかのとき発言をしたわけです。」「麻生首相や谷内政府代表の発言は、あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ません。」「わたたくしどもは、政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し、これらの発言によって日本の国益が取り返しのつかない損失を蒙ることのないように、日本政府が対露外交の原点を再確認して、今後その基本的立場を堅持することを強く求めます。」等と、「谷内発言」を行った谷内代表はじめ、麻生太郎内閣総理大

臣、政府に対する批判がなされているが、それに小川郷太郎外務省参事・イラク復興支援担当大使が賛同人として名を連ねている。右と「政府答弁書(内閣衆質一七二第四九五号)」を踏まえ、質問する。

一 支持の定義について、「政府答弁書」では「支持とは、一般に、ある意見、主張などに賛成して、その後押しをすることを意味するものと承知している。」とされている。既に触れている様に、「意見広告」には例えば「わたたくしどもは、わが国政府の首脳および一部関係者の日露関係、北方領土問題に関する最近の言動に深刻な懸念を抱き、これを主権国家としてのわが国の存立基盤を掘り崩しかねない由々しい事態であると受け止めています。」「麻生首相や谷内政府代表の発言は、あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ません。」「わたたくしどもは、政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し」等の文言は、政府を強く支持するどころか、強く批判するものでしかないと考えられるが、それでも政府が「意見広告」について「御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」とする根拠は何か説明された

二 政府は過去の答弁書で、「意見広告」全体については「政府としては、御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識している」との評価を下している一方で、その一つ一つの記述内容については「その具体的な記述内容の逐一について政府として論評することは差し控えたい。」とし、具体的な論評をすることを避けている。また、中曽根弘文外務大臣が「意見広告」の呼びかけ人の一人に対して「意見広告」の内容について電話で事実と異なる点があるとして修正を求めたことを明らかにしている。先の質問主意書で、右の中曽根大臣の行動は、まさに「意見広告」の詳細な文言について論評を行ったことに他ならないのではないかと問うたが、

「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。中曾根大臣が「意見広告」の呼びかけ人の一人に対して「意見広告」の内容について電話で事実と異なる点があるとして修正を求めたことは、まさに「政府答弁書」で「論評とは、一般に、是非善悪などを論じ批評することを意味する」と定義付けされている論評に該当するのではないか。明確な答弁を求める。

三 二で政府として、中曾根大臣が「意見広告」の呼びかけ人の一人に対して「意見広告」の内容について電話で事実と異なる点があるとして修正を求めたことが論評に該当しないというのなら、その根拠を示されたい。  
右質問する。

内閣衆質一七第一五七二号  
平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書  
一について  
先の答弁書(平成二十一年六月十二日内閣衆

質一七第一四九五号)二についてで答えましたとおりである。

二及び三について

御指摘の意見広告に対する中曾根弘文外務大臣の対応についてのお尋ねであれば、先の答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七第一三七一号)一から四までについてで答えたとおり、同大臣から御指摘の意見広告の代表署名者のうち、複数の者に対し、御指摘の意見広告の原案に記述されていた内容について、事実と異なる点があることを指摘したが、御指摘のような修正を求めたという事実はない。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五七三号

北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問主意書  
本年五月三十日、麻生太郎内閣総理大臣は横浜

市内で、同月二十日の参議院予算委員会自身「北方四島ではロシアによる不法占拠が続いている」と述べたことを受け、同月二十九日、クレムリンで行われた新任駐ロシア特命全權大使の信任状奉呈式において、ロシアのメドベージェフ大統領が挨拶の中で、「(北方四島の)ロシアの主権を

疑問視する日本の試みは交渉継続を促すことにはならない」と述べ、我が国を批判したとされていることに関し、「日本の公式見解だから、あらためて言ったからといって、ごちゃごちゃするようなどことはない。日本が独立した昭和二十七年から同じことしか言っていない」との発言(以下、「麻生発言」という。)をしたと承知する。右「前回答弁書」(内閣衆質一七第一四八三号)を踏まえ、再質問する。

一 外務省の広報冊子の「われらの北方領土」に、北方領土問題に係る我が国の対応について「交渉に当たり、我が国は、ロシア側が九一年後半以降示してきた新たなアプローチを踏まえ、北方四島に居住するロシア国民の人権、利益及び希望は返還後も十分に尊重していくこと、また、四島の日本への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えであることを明示しつつ、柔軟かつ理性的な対応をとりました。」と、一九九〇年代において、北方領土問題に係る我が国の対応は変化したとの記述がなされている。前回質問主意書で、政府が右記述にある対応をとる様になったのはいつからかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一三三三号)一及び二についてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁は「お尋ねについては、従

来、我が国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦とのあらゆる対話の機会をとらえて、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの我が

が国の立場を粘り強く主張してきたところであるが、千九百九十一年後半以降、ロシア側より、過去の合意を尊重することを含め、同問題を法と正義の原則に基づいて解決すること、同問題の解決を先延ばしにしないこと、我が国との関係における最終的な戦後処理の達成が必要であること等の考え方が表明されたことを踏まえ、御指摘のような柔軟な対応をとることとしたものである。」というものである。我が国として、北方領土問題の解決、つまり、北方四島の我が国への返還を、ソ連時代も含め、ロシア側に求めてきたことは一貫して変わりのないもの、その返還方法や我が国の対応のあり方等については、ソ連時代とロシア時代とで変化が生じているものと考えられるが、確認を求める。

二 前回質問主意書で、①一九五二年当時、②ソ連邦が崩壊し、後継国としてロシア連邦が成立した当時、③現時点の三つの時期における日ソ並びに日ロ関係の状態について問うたところ、「前回答弁書」では、①については「御指摘の時期においては、我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の国交が回復していない状態にあった。」②については「御指摘の時期においては、我が国政府として、ロシア連邦による民主主義社会の建設、市場経済体制への移行、『法と正義』の原則に基づく外交の実現等に向けた様々な改革努力を強く支持するとともに、かかる改革努力に対し、国際社会と協調しつつ適切な支援を行う一方、ソヴィエト社会主義共

和国連邦からロシア連邦に引き継がれた北方領土問題が未解決であったため、ロシア連邦との間で平和条約の締結に関する交渉を継続していた。」③については「我が国とロシア連邦との間の関係は、現在、平成十五年一月に採択された日露行動計画に基づき、幅広い分野で順調に進展が見られる一方、残念ながらこれまで北方領土問題の解決に至っていない。政府としては、重要な隣国であるロシア連邦との間でアジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、北方領土問題の最終的解決に向けて強い意思を持って交渉を進めるとともに、極東・東シベリア地域での協力を含め、幅広い分野での協力を進展させていく考えである。」との答弁がなされている。我が国とソ連との国交がなかった時代から、ソ連が崩壊し自由と民主のロシアになった時期、そして現在に至るまで、北方領土交渉における我が国のスタンスは、四島返還という点において一切変化はないにしても、交渉における文言等の具体的対応には確かな変化が見られると思料する。右を鑑みる時、「日本が独立した昭和二十七年から同じことしか言っていない」とした「麻生発言」は、北方領土交渉の経緯を十分に理解していない、不勉強な発言であり、北方領土交渉の前進に資するものではないと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第五七三号  
平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十一年六月九日内閣衆質一七一第四八三号)一及び二について等でお答えしたとおりである。

二について

先の答弁書(平成二十一年六月九日内閣衆質一七一第四八三号)六及び七についてでお答えしたとおり、平成二十一年五月二十日に行われた参議院予算委員会における北方領土問題に関する麻生太郎内閣総理大臣の発言は、同問題に関する従来の政府の認識を改めて述べたものであつて、御指摘の麻生太郎内閣総理大臣の発言は、このような趣旨を述べたものと認識している。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五七四号

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとも取られる見解を示したと報じた記事が掲載されたことにつき、谷内氏は同年五月二十一日の参議院予算委員会に政府参考人として出席し、釈明を行っている。また麻生太郎内閣総理大臣は右の委員会において、谷内氏の釈明の後、北方領土交渉に係る政府の方針について「段階的にやろうとしているわけではない」旨発言(以下、「総理発言」という。)をしていると承知する。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四九七号)及び「政府答弁書」(内閣衆質一七一第四三八号)を踏まえ、再質問する。

号)を踏まえ、再質問する。

一 「総理発言」にある「段階的」とは、具体的に北方領土交渉におけるどのようなアプローチを指し、また麻生総理としてどのようなアプローチをとらないと言っているのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「北方領土問題に関する政府の立場は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応するというものである。御指摘の参議院予算委員会における麻生太郎内閣総理大臣の発言は、この立場を踏まえた上で、北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという日露首脳間で一致した認識と相容れないとの認識を示したものである。」との答弁がなされている。前回答問主意書で、右答弁にある「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」とは、政府、特に外務省として具体的にどの様な方法であると認識しているのかと問うたが、「前回答弁書」では「北方領土問題に関する政府の立場は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応するというものである。」

る。また、政府としては、先の答弁書(平成二十一年六月二日内閣衆質一七一第四三八号)一から四までについてでお答えしたとおり、北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという、平成二十年七月の北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において首脳間で一致した認識と相容れないと認識している。」

と、「政府答弁書」と同様の答弁がなされているのみである。当方が問うているのは、政府が言う「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」とはどのような方法を指しているのかという点であり、これが明らかにされない限り、当質問主意書はそもそも成り立たなくなる。「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」とは具体的にどのような方法を指しているのか、再度政府の説明を求めらる。

二 「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」を政府としてとらないと言うのは、言い換えるならば、北方四島全ての帰属を一括して確定する方針を政府としてとると言うことである。政府として、北方四島全ての我が国への帰属を一括して予めロシア側に求めるというのなら、それは交渉に入る前の段階で予め結論を決めることをロシア側に求めることと同じであり、我が国として、最終的に北方四島全ての我が国への帰属の確認を目指すことは当然であるにしても、我が国側が全クリスクを負わない形では、そもそもロシア側が交渉に応じる

ことはなく、交渉を始めることができないのではないか。「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度質問する。

内閣衆質一七一第五七四号  
平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的にを行うことはしないとされた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的にを行うことはしないとされた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書(平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九七号)一から五までについて等でお答えしたとおり、北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという、平成二十年七月の北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において首脳間で一致した認識と相容れないものと認識している。いずれにせよ、政府としては、我が国固有の

領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結する考えであるが、北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、お尋ねの点も含め、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えたい。

平成二十一年六月十九日提出  
質問 第五七五号

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第三回質問主意書

本年四月二十一日、政府は総額十四兆七千億円に上る平成二十一年度補正予算案(以下、「二十一年度補正予算」という。)を発表した。「二十一年度補正予算」は、五月十三日に衆議院を通過し、同月二十九日成立した。前々回質問主意書で、「二十一年度補正予算」の目的、必要性等、その意義を麻生太郎内閣総理大臣に問うたところ、「前々回答弁書」(内閣衆質一七一第四五八号)では「政府としては、『景気の底割れを防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげる』といった目的に沿って、経済の下支えに必要な事業や将来の成長力を高める事業等を厳選し、これらの事

業に必要な経費を平成二十一年度第一次補正予算に計上したところである。」との答弁がなされている。右を踏まえ、再度質問する。

一 「二十一年度補正予算」の中には、三兆円の施設整備費が含まれており、その一環として、総額約百十七億円を用いた国立メディア芸術総合センター(仮称。以下、「センター」という。)建設の計画が含まれている。本年六月十七日に行われた国家基本政策委員会合同審査会、いわゆる党首討論において麻生総理は、「センター」につき、「また、アニメの殿堂の話を具体例としてされましたけれど、これは何も思いつきで私の段階から出たわけでも何でもない。これは、前々に、安倍内閣のときにこれがスタートし、福田内閣でこれを企画し、私のときに実行させていただいたというそれまでの経緯がございます。」と述べている。そもそも「センター」の建設は、いつ、誰によって発案され、これまで政府内のどここの部署によって検討が重ねられ、どのような経緯で今次決定されたのか、その詳細な経緯を説明されたい。

二 「センター」について政府は「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五二〇号)で「センター」の設立は、海外において高い評価を得ている我が国のメディア芸術の振興を図るとともに、これを新規市場の創出等に活用し、我が国の中長期的な成長を図るために必要な投資であることから、『税金の無駄遣いである』とは考えておらず、『建設を中止』することは考えていない。」とその必要性を強調し、更に、「財政法(昭和二十二年

官 報 (号 外)

法律第三十四号)第二十九条の規定により、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出を行うため必要な予算の追加を行う場合には、補正予算を作成し、これを国会に提出することができることとされている。センターの設立は、我が国の中長期的な成長を図るため、特に緊急に実施すべき施策であり、このために必要な経費を平成二十一年度第一次補正予算に計上したところである。」とし、「センター」の建設は補正予算の趣旨に合致する、緊急を要するものであるとの答弁がなされている。「センター」の建設が緊急を要するものであるのならば、なぜ一の麻生総理の発言にある様に、安倍内閣の時にそれを建設しなかつたのか。安倍内閣の時に発案され、福田内閣を経て麻生内閣になつてようやく、しかも本予算ではなく補正予算によつて建設が決められたのはなぜか。

三 青木保文化庁長官は「センター」建設に関し、「こういう予算がつく機会は今後五十年、百年は来ないかもしれない」との発言をしていると承知するが、確認を求める。

四 青木長官、または文化庁として、「センター」建設の構想をいつから承知していたか。

五 青木長官、または文化庁として、政府に対して「センター」建設の要望をいつからしていたか。

右質問する。

内閣衆質一七一第五七五号  
平成二十一年六月三十日  
内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員鈴木宗男君提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第三回質問に対する答弁書

一、二、四及び五について  
文化庁では、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成十九年二月九日閣議決定)において「メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点を形成することも検討する必要がある」とされたこと等を踏まえ、平成二十年七月に有識者を構成員とする「メディア芸術の国際的な拠点の整備に関する検討会」を設置し、「国立メディア芸術総合センター(仮称)」について検討してきたところである。同センターの設立については、先の答弁書(平成二十一年六月五日内閣衆質一七一第四五八号)一について述べた平成二十一年度第一次補正予算の目的に沿つたものであることから、同補正予算の編成過程において政府内部で調整を行い、必要な経費を計上したところである。

三について  
文化庁長官が御指摘のような発言をしたのは、事実である。

平成二十一年六月二十二日提出  
質問 第五七六号  
いわゆる足利事件について最高検察庁次長検査が謝罪した件に関する再質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

いわゆる足利事件について最高検察庁次長検査が謝罪した件に関する再質問主意書  
一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放されたことに対し、同月十日、最高検察庁の伊藤鉄男次長検査は、午後三時半から開いた記者会見(以下、「会見」という。)において、「真犯人とは思われない人を起訴し、服役させたことについて、大変申し訳ないことをしたと思つている」と、菅家さんに対して謝罪する言葉を述べた。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五三一号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「会見」が開かれること並びに伊藤次長検査が菅家さんに対して謝罪をすることにについて、森英介法務大臣は事前に報告

を受けていたかと問うたが、「前回答弁書」では「個別具体的な事件の検査当局から法務大臣に対する報告については、捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、お答えは差し控える」との答弁がなされている。しかし、本年六月十日の衆議院決算行政監視委員会(以下、「委員会」という。)において、菅家さんの釈放についていつ報告を受けたかとの問いに対して、森大臣は、釈放前日の同月三日に報告を受けていた旨述べている。この様に、菅家さん釈放に係る報告がなされた日については明らかにする一方で、伊藤次長検査の謝罪に関する報告がなされた日については右答弁にある様に明らかにしないのはなぜか説明されたい。

二 「前回答弁書」には「本年六月五日、森法務大臣が、記者会見において、『検査としては極めてこの事態を重く受け止めていると承知をしております。いざいざ検査当局においてしかるべき時期に適切に対処するものと思つております。』と述べ、」とあるが、森大臣は、検査庁に対する指揮権を有し、同庁を指導監督する立場にある法務大臣として、今回菅家さんが十七年半という人生の時間を奪われたことに対し、責任を感じているか。あくまで同庁の瑕疵であり、自身に責任はないと認識しているか。

三 「会見」における伊藤次長検査の謝罪は、検査庁、法務省という組織としての、ひいてはこれから組織の最高責任者である森大臣としての、つまり全組織挙げての菅家さんへの謝罪であるの

か。「前回答弁書」では何の回答もなされていないところ、再度質問する。

四 「委員会」において、今次菅家さんが釈放されたことについて、森大臣として検察庁の瑕疵を認め、森大臣が菅家さんに謝罪をするべきではないかと当方が質問したところ、森大臣は「再審請求の即時抗告審において係属中の事件に関することとさせていただきます。詳細についてはお答えを差し控えたいと思います。現時点においては、「私は今法務大臣として御答弁を申し上げておりますので、いろいろ個人としては思うことはございますけれども、この公の席においては、先ほど申し上げたように、まさに即時抗告審係属中の事件でございますので、これについて今私が意見を申し上げることは、裁判所との関係等々のさまざまな関係から差し控えさせていただきます。御理解ください。私には真剣にお答えしてまいります。とにもかくにも再審請求の即時抗告審において係属中の事件でございます。そういった点を、現時点において私が申し上げられることに制限があるということを御理解いただいたかと思っております。」等と、法務大臣という立場にある者として、菅家さんに対する謝罪を含め、コメントすることを避ける旨の答弁を繰り返していった。右につき、前回質問主意書で、検察庁、法務省、ひいてはこれら組織の最高責任者である森大臣が菅家さんに謝罪をせず、部下である

伊藤次長検事が謝罪をするというのは、法務省という組織のやり方として異常ではないかと問うたところ、「前回答弁書」では、検察当局においては、最高裁判所で無期懲役が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに至った事態を重く受け止め、次長検事が御指摘の発言を行うことが適当であると判断したものと承知している。」との答弁がなされている。森大臣として、検察庁を含む法務省という組織の最高責任者である自身が謝罪をするのではなく、部下が謝罪することが適当であると認識しているのはなぜか。菅家さんが十七年半もの人生の時間を奪われたことは、森大臣にとつてそれほどに軽いことであるのか。

五 四の答弁には「次長検事が御指摘の発言を行うことが適当であると判断した」とあるが、右の判断が下された根拠は何か。なぜ次長検事が謝罪することが適当であると判断されたのかか明されたい。

六 五の判断を下したのは誰か。

七 「会見」では、次長検事ではなく、せめて検察庁のトップである検事総長が菅家さんに対して謝罪するべきではなかったのか。

八 前回質問主意書で、森大臣は、検察庁、法務省、ひいてはこれら組織の最高責任者として、部下である官僚をきちんと指導監督できているか、菅家さんへの謝罪の件を見ても、部下である官僚の言いなりになり、何ら指導力を発揮で

きていないのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第五条第一項において、『各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。』と規定され、法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第二条第二項において、『法務省の長は、法務大臣とする。』と規定されているとおりである。」との答弁がなされている。当方は、右の様な法制度に係る事項について問うているのではない。検察庁を含む法務省の長として森大臣は、菅家さんへの謝罪に係る対応を含め、部下である官僚をきちんと指導監督できていると認識しているか。菅家さんへの謝罪に係る対応を見ても、部下である官僚の言いなりになり、何ら指導力を発揮できていないと思料するが、森大臣の見解如何。

九 法務省の長である法務大臣として、森大臣は自ら菅家さんに謝罪をする考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第五七六号  
平成二十一年六月三十日

衆議院議長 河野 洋平殿  
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に於いて最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に於いて最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する再質問に対する答弁書

一 について

個別具体的な事件の検察当局から法務大臣に対する報告については、捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、お答えは差し控えるべきであるが、捜査・公判への支障が特段ない場合に、公益上の必要性等を考慮して、相当と認められる範囲内で、これを明らかにすることも許されるものと考えている。

二、四及び九について

御指摘の「謝罪」については、個別具体的な事件に関する事柄であり、基本的に検察当局において対応すべき問題であると考えている。

なお、森法務大臣は、本年六月十一日の参議院法務委員会において、御指摘の事件に関し、「私としても、今回のような事態は誠に遺憾なことでありまして、もう暗たんたる気持ちで今おります。また、今後二度とあつてはならないことであつて、本件の問題点を検察当局においてしっかりと洗い出して、同じようなことが二度と起こらないようにしてもらいたいというふう

に思っております。」と答弁したところである。  
三及び五から七までについて  
お尋ねについては、前回答弁書(平成二十一年六月十九日内閣衆質一七一第五三二号。以下「前回答弁書」という。)一から五までについてで

官報(号外)

述べたとおりである。  
八について

お尋ねについては、前回答弁書六について述べたとおりであり、御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十一年六月二十二日提出  
質問 第五七七号

いわゆる飯塚事件に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる飯塚事件に関する再質問主意書

一九九二年二月二十日、福岡県飯塚市で、当時小学校一年生だった女兒二人が登校中に行方不明になり、その後、同県甘木市(現在の朝倉市)の雑木林で殺害され遺棄されているのが見つかったいわゆる飯塚事件において、当時五十二歳の久間三千年氏が逮捕された。久間氏は二〇〇六年九月八日、死刑が確定し、二〇〇八年十月二十八日に死刑が執行された。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五三三二号)を踏まえ、再質問する。

一 現在我が国に死刑囚は何人いるか。

二 一の者に対する死刑執行は、どの様な順番に基づき行われるか。

三 前回質問主意書で、死刑囚について、その執行順位を定めた執行時死刑判決順位というものはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『執行時死刑判決順位』の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えす

ることは困難である。」との答弁がなされている。一般に死刑囚に対しては、死刑判決が下され、死刑が確定した日にちや、それに従い、死刑が執行される順序を定めた何らかの順位(以下、「順位」という。)はあるか。確認を求めらる。

四 久間氏の「順位」は何番であったか。報道によると、それは百人中六十一番であったとのことであるが、右は事実か。

五 前回質問主意書で、

① 久間氏のDNA鑑定について、科学警察研究所による鑑定の他に、石山豆夫帝京大名誉教授によつてなされた鑑定結果によると、久間氏の型は、犯人のものと思われる血痕にある型とは一致しなかったとのことであるが、右は事実か。

② 政府、特に検察庁として、当時石山教授にDNA鑑定をいつ依頼したか。

③ 石山教授による鑑定は、いつなされたか。

④ 政府、特に検察庁として、当時石山教授による鑑定結果をいつ知らされたか。

⑤ 政府、特に検察庁が石山教授による鑑定結果を明らかにしたのはいつか。

⑥ 政府、特に検察庁として、石山教授による鑑定結果の公表を遅らせ、裁判所側に促される形でようやく公表したという事実はあるか。

と、右六点について問うたが、「前回答弁書」では「個々具体的な死刑執行に関する事項について

は、死刑を執行された者の氏名等を除き、明らかにしておらず、答弁を差し控えたい。なお、一般論としては、死刑の執行に際しては、法務大臣は、裁判所の判断を尊重しつつ、法務省の関係部に關係記録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき、慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に、死刑執行命令を発しているところである。」との答弁がなされている。右答弁は、右六点について何ら明確に答えたものではない。右六点の質問は「個々具体的な死刑執行に関する事項」ではなく、単純な事実確認であるところ、政府においては曖昧な答弁でごまかすのではなく、明確な回答をすることを求める。

再質問する。

内閣衆質一七一第五七七号

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる飯塚事件に関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十一年五月三十一日現在における死刑確定者は、九十九名である。

二から五までについて

前回答弁書(平成二十一年六月十九日内閣衆質一七一第五三三三二号)二から十三までについてお答えしたとおり、個々具体的な死刑執行に関する事項については、死刑を執行された者の氏名等を除き、明らかにしておらず、答弁は差し控えたい。

また、お尋ねの「死刑が執行される順序を定めた何らかの順位」は、存在しない。

なお、死刑の執行に際しては、法務大臣は、常に法務省の關係記録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき、慎重に検討しているところ、個別具体的な事件における捜査・公判の具体的経過等に関する事項は、死刑の執行に至るまでの過程において検討の対象となるものであることから、「個々具体的な死刑執行に関する事項」に当たると考えている。

平成二十一年六月二十二日提出

質問 第五七八号

国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書

前回質問主意書で、世襲の定義に関する麻生太

郎内閣総理大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一七一第五三四号)では「世襲という言葉は様々な意味で用いられており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えば、『その家の地位・財産・職業などを嫡系の子孫が代々うけつづること。(出典 広辞苑)』とされている。」との答弁がなされている。右を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、麻生内閣の閣僚の中で、世襲に該当する者は誰かと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『世襲に該当する者』の定義が必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。麻生内閣の閣僚の中で、前文の答弁にある定義通り、国会議員という地位、職業を嫡系の子孫として受け継いでいる者は誰か。再度質問する。

二 麻生総理として、総理自身は世襲に該当すると認識しているか。

三 麻生総理として、国会議員の世襲について、現在国民はどのような認識を有していると考えているか。政府としてではなく、麻生総理としての見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第五七八号  
平成二十一年六月三十日  
内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「嫡系の子孫」の範囲や「受け継いでいる者」の定義が必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

三について

麻生内閣総理大臣の個人的見解について、政府としてお答えする立場にない。

平成二十一年六月二十二日提出  
質問 第五七九号

北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問主意書

本年六月十一日の衆議院本会議において、北方領土問題等解決促進特別措置法(以下、「北特法」という。)の改正案が可決された。右を踏まえ、質問する。

一 今次「北特法」が改正されること並びにその内容に対する外務省の見解如何。

二 報道によると、「北特法」の改正により、同法において北方四島を我が国固有の領土とする記述がなされることにつき、ロシアの政権与党「統一ロシア」のサハリン支部が、「両国の友好関係を引き裂く」、「日本が直面する経済問題から国民の目をそらすための茶番」と抗議する声明(以下、「抗議声明」という。)を採択し、日本語に翻訳した上で在ユジノサハリンスク日本国総領事館(以下、「総領事館」という。)に送付する意向であることであるが、「抗議声明」の内容を外務省として承知しているか。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問に対する答弁書

一について

「抗議声明」に対する外務省の見解如何。

四 「抗議声明」に対する外務省の見解如何。

内閣衆質一七一第五七九号  
平成二十一年六月三十日

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問に対する答弁書

本年六月二十二日付の共同通信社による配信記事を受けた新聞報道によると、宗谷、津軽、大隈、対馬海峡水道、同西水道の五海峡に関し、政府が領海法で可能とされている十二海里の領海幅ではなく、それらを「特別海域」として三海里の領海幅に据え置いているのは、十二海里の領海幅の設定により公海部分が消滅する海峡ができた場合、米軍の核搭載艦船が我が国の領海を通ること

解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の内容等の逐一について、外務省として意見を述べることは差し控えた。

二から四までについて

御指摘の声明については、在ユジノサハリンスク日本国総領事館において接受しておらず、外務省として、その内容の詳細は把握していない。

平成二十一年六月二十二日提出  
質問 第五八〇号

政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問主意書

本年六月二十二日付の共同通信社による配信記事を受けた新聞報道によると、宗谷、津軽、大隈、対馬海峡水道、同西水道の五海峡に関し、政府が領海法で可能とされている十二海里の領海幅ではなく、それらを「特別海域」として三海里の領海幅に据え置いているのは、十二海里の領海幅の設定により公海部分が消滅する海峡ができた場合、米軍の核搭載艦船が我が国の領海を通ること

官報(号外)

となつてしまふことを避けるためであつたこととである。更に、右の政府の領海幅設定には、一九六〇年の日米安全保障条約改定時に核兵器を搭載した米軍の艦船や航空機が我が国に立ち寄ることを黙認するといったいわゆる核持ち込み密約が背景にあると、二名の外務省事務次官経験者(以下、「二名」という。)が共同通信社に対して語つたとのことである。右の報道(以下、「報道」という。)を踏まえ、質問する。

一 「報道」の内容は、例えば本年六月二十二日付の東京新聞一面に掲載されており、また同紙三面には、「二名」による共同通信社への発言の要旨が載せられているが、政府、特に外務省として「報道」並びにそれを掲載した東京新聞等の記事を読み、承知しているか。

二 政府が前文で挙げた五海峡を「特別海域」とし、その領海幅を領海法で可能とされている十二海里ではなく三海里としているのはなぜか。

三 前文で挙げた五海峡以外に、我が国の海峡で、領海法で可能とされている十二海里ではない領海幅が設定されているものはあるか。

四 三で、あるのなら、その領海幅の長さ及びその様な領海幅が設定されている理由を説明されたい。

五 外務省として、「二名」とは誰か承知しているか。

六 外務省として、「二名」に対する共同通信社による取材について、いつそれを知つたか。

よる取材を事前に知つていたのなら、それが行われる前に「二名」に接触し、何らかの意見を伝えていくか。伝えていくのなら、どのような意見を伝えたのか明らかにされたい。

八 外務省として、「二名」に対する共同通信社による取材を事後に知つたのなら、それが行われた後に「二名」に接触し、何らかの意見を伝えていくか。伝えていくのなら、どのような意見を伝えたのか明らかにされたい。

九 本年六月二十二日付東京新聞三面には、「二名」をそれぞれA氏、B氏とし、その証言の要旨が掲載されている。右記事には、「五つの海峡はあまりにも重要すぎる。うそをつかないために(五海峡の領海幅を)三カイリとし、真ん中に領海で覆われていない水域があるから、(米核搭載艦船が)そこを通つていくことについては『日本は別に何の関心もない』と国会答弁できるようにした。」とのA氏による証言があるが、右を外務省は読み、承知しているか。

十 九のA氏の証言内容は、真実を反映しているか。それとも、全くのデタラメ、虚偽のものであるか。外務省の見解如何。

十一 九の記事には、「米国から見れば、核を積んでいたって(日本の)領海を通り抜けるのは全く問題ないから、何も日本に相談も通告もしないでいいという立場だつた。そこを突つき始めて米国と交渉すると、やばいことになるという配慮があつた。」とのB氏による証言があるが、右を外務省は読み、承知しているか。

十二 九の記事には、「密約のために米核艦船の領海通過継続が予想され、厄介な問題が生じるので公海部分を残したのか」との質問に対し、B氏が「はい」と答えている記述があるが、右を外務省は読み、承知しているか。

十三 十一及び十二のB氏の証言内容は、真実を反映しているか。それとも、全くのデタラメ、虚偽のものであるか。外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七二第五八〇号  
平成二十一年六月三十日  
内閣総理大臣 麻生 太郎  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出政府による我が国の領海幅設定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問に対する答弁書

一について  
御指摘の記事については、承知している。

二について  
宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬

海峡西水道及び大隅海峡の五つに係る領海の幅を三海里としているのは、海洋国家及び先進工業国として、国際交通の要衝たる海峡における商船、大型タンカー等の自由な航行を保障することが総合的国益の観点から不可欠であることを踏まえたものである。

三及び四について  
二についてで挙げた五つの海峡以外に、我が国の海峡で、領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第一条の規定を適用せず、その領海の幅を三海里としているものはない。

五から八までについて  
外務省としては、御指摘の「二名」等については、承知していない。

九から十三までについて  
外務省としては、御指摘の記事は承知しているが、お尋ねの「証言」の内容等について承知しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。

いずれにせよ、二についてでお答えした五つの海峡に係る領海の幅を三海里としているのは、海洋国家及び先進工業国として、国際交通の要衝たる海峡における商船、大型タンカー等の自由な航行を保障することが総合的国益の観点から不可欠であることを踏まえたものである。

また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互

協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密であるか否かとを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

右

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年四月十日閣議決定)に基づき、平成二十一年四月十四日から平成二十二年四月十三日まで

の間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めめる。

理由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からの貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めめる必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨  
本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年四月十日閣議決定)に基づいて

き、平成二十一年四月十四日から平成二十二年四月十三日までの間、同法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。  
右報告する。

平成二十一年七月一日

経済産業委員長 東 順治  
衆議院議長 河野 洋平殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

右  
国会に提出する。  
平成二十一年六月十八日  
内閣総理大臣 麻生 太郎

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年六月十六日閣議決定)に基づき、平成二十一年六月十八日から平成二十二年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定により、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定により、北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めめる。

理由

外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めめる必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年六月十六日閣議決定)に基づき、平成二十一年六月十八日から平成二十二年四月十三日までの間、同法第四十八条第三項の規定により、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第二十五条第四項の規定により、北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国の平和及び安全の維持のための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。  
右報告する。  
平成二十一年七月一日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

国立国会図書館法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。  
平成二十一年七月二日

提出者

議院運営委員長 小坂 憲次

国立国会図書館法の一部を改正する法律

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に「並びに第十一章の二の規定による記録」を加える。

第十一章の次に次の一章を加える。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット

資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがイ

ンターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

(著作権法の一部改正)

第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

第四十九条第一項第一号中「第四十二条の二」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

第二百二条第一項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の二」の下に、「第四十二条の三第二項」を加える。

理 由

国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達的手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第二十九号中訂正

三ページ四段末七行から末六行及び四ページ二段  
一四行から一五行「林幹雄君外三名」を「葉梨康弘  
君外二名」に訂正する。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番四号  
独立行政法人国立印刷局

電 話

03  
(3587)  
4294

定 価

本号一部  
(本体)

三三〇円  
三三〇円  
(税別)